

京大本紫明抄
天理本河海抄 引用漢籍注考證稿

桐壺(二)

朽尾

武

[桐壺] (紫 12 10 74 下 河 17 16 198 大成ノ新釋)

[榮] 榮 やもめすみなれと人ひとりの御がしつきにつくろひた
てめやすきほどいてすくし給へるをくれやみにてふしつ
み給へるほどに草もたがくすり
・大般若經云善現當知如有女人端嚴巨富若無強夫所攝護者易
爲惡人之所凌辱

[河] やもめすみなれと

礼記曰 少而無父者謂之孤老而無子者謂之獨老而無妻者謂之
鰥老而無男者謂之寡此四者天民之窮也
戸令曰 鰥寡孤獨 注曰謂六十一以上而無妻爲鰥也五十以上而
無夫爲寡也十六以下而無父爲孤也六十以上而無子爲獨此
更衣の母儀も其年齡也

伊勢物語云むぎしおとこやもめにてゐて
なさらぬ命のほどにわするゝはいかにみしがき心なるらん

[考證]

・玉篇三女部三十五 (廣雅會玉篇 四叢 82)

嫠 勦婦 切

・新撰字鏡 (十三 33, 730 頁) 婦 力之反 も女

・ 俗名抄 (箋註一 883, 47頁下、元 2 63, 565頁)

寡釋名云無夫曰寡和名夜

玉

云寡或曰孀

霜或

云嫠

婦反

嫠

狸

狸

狸

狸

・ 龍龕手鑑二女八 (全集 44頁 手鏡缺)

救度無夫也

正力之反

・ 名義抄にヤモメと訓するものに佛中の孀、佛下本ゾ獨、佛下末ゾ然究。
梵、梵、法下ゾ寘、僧下ゾ鱷鱷がある。黒川本字類抄 (84) にには鱷、寘
國、於、孀、黎が見える。集韻平聲一枚女婦。廣韻上平、七之救度無と
ある。

・ 大般若波羅蜜多經卷四六〇 第二分乃便第六八之一 (大正藏 7 322頁下、三藏玄奘譯)
善現當知 如有女人 端嚴巨富 若無強夫所守護者 易爲惡人
之所凌辱 若有強夫所守護者 不爲惡人之所凌辱 (印:異同あ)

・ 禮記十八深衣 (四叢 14, ⑤)

・ 禮記四 王制五 (四叢 15, ②) 注疏十三 (三冊本) (34頁上)
少而無父者謂之孤 老而無子者謂之獨 老而無妻者謂之矜
老而無夫者謂之寡 此四者天民之窮而無告者也 皆有常饑 (陸
德明注) 稔本又作鳏 (鰥) 同古頑反 (唐孔穎達疏) 按孝經云 男子六十
無妻曰鳏 婦人五十無夫曰寡

○戸令（標注令義解校本三故叢₃₀₉頁下）

「凡鰥寡孤獨、貧窮老疾、不能存者、謂之十一以上而無妻為鰥也。五十無父為孤也。六十以上而無子為獨也。因於財貨為貧窮。六十六以上為老。廢疾為疾也。其八十以上及篤疾者並別給待故不入此例也。」

○伊勢物語一二三本文引用省略。

【桐壺】（紫_{12,3,15} 河_{17,3,19} 大成₁₂ 新釋_{10,10}）

〔紫〕けいえたふましうない給

一眉猶_{タマニ}亘耐_{タマニ}雙眼定傷人遊仙窟

〔河〕けいえたふましくない給ふ

一眉猶_{タマニ}亘耐_{タマニ}雙眼定傷人遊仙窟

〔考證〕

○遊仙窟

一眉猶_{タマニ}亘耐_{タマニ}雙眼定傷人_{（醍）}（醍）（注）「亘耐 心中不平也」（和刻本）

一眉猶_{タマニ}亘耐_{タマニ}雙眼定傷人_{（眞）}

【桐壺】（紫₁₂ 河_{18,1,19} 大成₁₂ 新釋_{10,13}）
〔河〕やいためらひて

扶行自氏文集十三 聞健 同廿一
八雲抄云やへは漸也軟 跟蹤

〔考證〕

- 白氏文集四 母別子(金澤文庫舊藏 大東急記念文庫藏 62頁)
〔悲〕 在君家留我兩兒。一始扶行初坐。(右影印本に附する鎌倉初期
鉛本は「扶行」を「扶床」〔神田本同じ〕とする。天理善本叢書 正應二年鉛本も「扶床」〔大正〕とする。)
○同右十三 寒食臥病(都波本 四叢 20a)
〔羸坐全非舊日容〕 扶行半是他人力(汪立名曰香山詩集十二には扶
杖〔立名〕作り。
○同右六六 自題小草亭(四叢 2a)
〔伴宿雙棲鵠〕 携行一侍兒
○同右六三七月一日作(四叢 15a)
〔雙僮侍坐臥〕 一杖扶行止
○右の用例何れも「タメラヒ」の訓なし。
○同右二十 歳假內命酒贈周判官蕭協律(四叢 21g)
〔聞健比時相勸醉〕 倫閑〔元〕何處共尋春〔元〕
○同右五十二秋 遊平泉贈章處士閑禪師(金澤文庫本 大東急記念文庫藏)

「山頭与澗底・聞健且相隨」

● 佛上行 開健タマラフ

● 黑川本色葉字類抄 中100 建聞タマラフ

(健)

中103 跛蹠タマラフ

如白猶豫タマラフ

閑健又上字廣

● 「開健」は『自氏文集』の詩中計五例いずれも「タメラフ」の意をし。漢語大詞典(12106頁)によると「謂趁強健之時」と説明。すなわち「強健な時に乘じて」の意。唐代の俗語らしい。中世の古辭書類にも「タメラフ」の訓を示すが、誤讀とすべきであろう。『八雲御抄』の引く「蹠蹠」は次に示すようない用例が見える。

● 番・潘岳 射雉賦(胡刻李善注九116。和刻六臣注九116)

「裏微_音以長眺。已_音而_音來_音」(注)李善曰……蹠蹠_音行_音乍止不退疾之見也。善曰。蹠蹠_音行也。廣雅曰。蹠蹠_音走也。良曰。蹠蹠_音雉行見。

● 法上80 「蹠蹠_音郎 吕向反 一蹠タマラフ 蹠_音七羊反

● 蹠蹠_音は行きつ止まりつするさま。ためらうの意。

○ 八雲御抄 四言語部(日本歌學大系別卷三31頁)

「やへやうく也。」へ河海抄の引く本文が何本に據るのか未詳
 ● 萬葉集五904 戀男子名古日歌三首之一(長歌)
 「漸_音可多知久都保里」(稿本)

「漸漸」は校本萬葉集の底本、西本願寺本等「やうやクニ」とする。賀茂眞淵の『萬葉考』は「ヤ、ヤ、ニ」とする。もう一例は7205 罷旅作中の一首「奥津権
漸^ヤ志夫平^{ミタハラヒ}、穢見^{アシタカ}音爲里乃^{アソブミコトノ}隱久憎毛^{ハシモ}(稿本)。校本の底本「シハシ」『類聚古集』十三「ヤ^一」、西本願寺本「シハシ」、『萬葉考』「ヤ^一」、『萬葉代匠記』904句は「ヤウヤクニ」、1205句は精撰本「漸^ミトシハシ<sup>トハ義コトナレハ、和叶ハス。漸^ミヲユク
ト點セルモ、ユク^{ハスクラ}ニテ、ユル^ノ意ナレハ、ヤウヤクト同シ意トナルナ
リ。」と。八雲抄^{ハシマ}の「ヤ^一」漸^{ハシマ}は真淵や荷田春滿^{ハシマ}『萬葉訓釋』に「ヤ^一」の和訓
が認められるに過ぎないとしても、近世に漸字に「ヤ^一」の訓^{ゲタ}が與えられていたこと
は事實である。『類聚名義抄』法上33「ヤウヤク」。なお『萬葉集略解』^{トヨシ}に宣長の
説を引いて「宣長云志夫平の三字尓水手の誤じて、やややにこげなるべし、しづかに
ゆるらざにこげと云ふといへり」という。「や^一」はこのばあい「やくやく」ではなか
寛元本字鏡集671載「ヤ^一ス」。</sup>

【桐壺】(紫¹³15¹⁵) 河^{18⁴199下5} 大成13⁶ 新釋12⁶

〔紫〕いかちながさのいとつらうおもか給へらるゝに

庄子曰壽則多辱^{ハシマ}

〔河〕いのちながさのいとつらうも因たまへらるゝに

莊子曰壽者多辱

〔考證〕

○莊子外篇五天地十二（四叢66③、群書治要三十七冊頁行波古書院影印本）
 「堯曰・多聞子則多懼、富則多事、壽則多辱。是三者皆非所以
 畜意。」

●初唐の貞觀五年（六三一）、我が舒明三年魏徵等の撰進しに「群書治要」は諸書
 から政治に重要な文を抄出した書。日本では醍醐天皇日泰元年（八九八）講書
 始に侍讀紀長谷雄、尚復小野美材からこの書の進講を受けている。また寛弘
 元年（1004）藤原道長はこの書十帖五十巻を一條天皇に献上している。中宮彰子
 の女房であった紫式部はあるいは目にしたがも知れぬ。

桐壺（紫一十三河一八九九、大成13、新釋13）

〔河〕も、しあにゆきかひ侍らん

百官の座を數ゆへに禁中を百敷と云く、或百城、萬城、式

丈選ニ金城百雉といへり、若此事繰、雉ハ高一尺廣二丈云々築地

の一著也、それを百にさうつ、けだる也

ゆきかひは行かよふ也、かひは交の字也、夏と秋と行かふ空も行ちかふ
 カリその行かひ地とぞ思ひこし今はさきやうのサとてなうけ、滋春

〔考證〕

●古事記、雄略記の「毛毛志紀能游富美夜比登波」（大成下24）、「萬葉集
 の「百石木能大客人者」（六九）、「百石城乃大客人叙」（一〇一）、「百師木乃大權

密人之(七.10%、七.1247)、「百師紀能」大百密所(六.1005)、「百式紀乃」大密人之(三.223)、「百
磯城乃」大密人者(一.36)、「百磯城之」大密處(一.29)、「百磯城之」大密人者(一.69)
四.69 何れも端本等「モモシギ」は枕詞として使われている。「モモシギ」が「宮
中」の意に轉じた例は宇津保物語の嵯峨院に「百敷にうかる乙女豈異才の御見」と
いう和歌が見え、また同じく「百敷」を今はまにともせぬ人の…、「百敷にしる人
もすき松裏同卷自序」という例が見られる。萬葉代匠記 精撰本總釋枕詞下
一.29 の人磨歌に言及して「百磯城之」大密 集中處散在、「古事記雄略天皇後御製」今接百官ノ座席
アル故ニ百敷ト云トイヘルハ推量ノ説ナルヘシ。其故ハ此集中ヲ考フルニ此詞ノツキ
凡ソ二千首ニ近シ。其中六今出セル如クカケル處十餘首、殘ル數首七、百式乃三之十七
百師木之二十九、同力ヤウニカケルハ、皆今出セルヤウヲ轉シテカケルナリ。此集ニ、
磯城島ラ志賀島トモ式島トモカギ、古事記ニハ、師木鳴トカケル類ナリ。一處モ
百敷百鋪ナトカケル事ナシ。然レハ崇神天皇、磯城瑞籬宮ニシテ世ヲ知ラセ給ヘル
事六十八年初疫薦ナト起リシカトモ、能神ヲ崇メ祭リテ治メタヒ、終ニ泰平ニ成
テメアタキ御代ナリケレハ其後何レノ御代ニモアレ此御代ヲ猶百カサネハカリモ、此
官ニテ知シメセト祝テ、大内ヲ百磯城トハ名付シメタル歟。此義考ル所ナシト云ヘトモ、
美夜比登波トヨマセタマヘハ、殊百官ノ座席ノ義ニハアルヘカラスヤト存スト」と述べ
る。一.29 歌の注では「百ニキハ日本紀ニ内裏ラモ、シキトモオホウチトモ点セリ。百

官ノ座アル故三百シキト云トナリ。^(以上皆裏讀引金集の)と説く。やや解釋にゆるぎあるが、「モ、シキ」が「内裏」の意であることが読みとれる。

- 日本書紀 サ一用明天皇三年夏四月乙巳朔^{三日}（國史太系②ノク 天理兼右本③引カ）
「引豐國法師^{アマツノミコトノタケル者}也」入於内裏。^(アホラナ)（兼右本「内裏」の二訓、「モ、シキ」の古訓は平安時代を遡らへことはないであろう）

- 延喜式ニテニ民部上畿内（國史大系④御貢）
「大和國管」^{アマツノミコトノタケル者}葛下^{アマツノミコトノタケル者}城上^{アマツノミコトノタケル者}城下^{アマツノミコトノタケル者}

- 後漢班固西都賦（文選一胡刻本李善注⁵ 和刻本言臣注⁶）
「建金城之萬雉」^{アマツノミコトノタケル者}周池而成淵^{アマツノミコトノタケル者}送善曰鹽鐵論曰秦四塞以爲固金城千里鄭玄周禮注曰雉長^{アマツノミコトノタケル者}大高^{アマツノミコトノタケル者}一丈字林曰呀大空貌說文曰城有水曰池向曰言立此城甚固如金呀大也言城下池周繞而大乃成深淵

- 周禮四十一冬官考工記之職匠人鄭玄注（古注十三經四部集要⁷）

- 「王宮門」^{アマツノミコトノタケル者}之制五雉宮闕之制七雉城闕之制九雉（注）雉長三丈高一丈（注）侯伯之城方五里徑三百雉故其大都不得過百雉（堵樓）

- 春秋經傳集解一隱公元年夏四月杜預注（古注十三經⁸）
「都城過百雉國之害也」（注）方丈曰堵三堵曰雉（一雉之牆長三丈高一丈侯伯之城方五里徑三百雉故其大都不得過百雉（堵

は二尺にはばの板立枚を積んで作った高さ一丈(三、二五メートル)のがさう。

●春秋公羊傳二十六定公十二年夏後漢何休解詁(十三經古注卷上)

邑無百雉之城。雉者何立板而堵。(注)八尺曰板堵凡四十尺。立堵而雉。(注)二百尺。百雉而城。(注)二萬尺。凡周十一里三千三百步八十尺八分候之制也。禮天子千雉蓋受百雉之城。伯七十雉子男五十雉。

●法下43「交ガハル」。僧正義「交(西)ユキカフ」

○古今集十六862哀傷歌「ガひかくににあひして侍うけるとぶらはむとてまさりけろを」(詞書)在原しげはる

ガウそのゆきがひちとぞ思ひこし今はがざうわざどでなうけり

[桐壺] (紫明二河) 大成(新釋)

〔河〕くれまとかじかやみもガトヘはる、はがう

後漢(後漢)のおやのへうはやみにあらねと子を田道じよよひねる哉

諸(自底文集)

八雲抄云「がたはく」傍讖草紙「スガツハ」ともいへる

[考證]

(大成底)くれまとかじのやみもだえがたうがたはくをだいはるく許

(河内本) 宮

尾、鷦鷯、平瀬、大島

ガたはくはやうなどいと

● 前田本源氏釋（太成35）

「命婦にあひて、心のやみになどいふは

人のおやのこゝろはやみにあらねとも子をおもふみちじよよひぬるガナ」

○ 定家自筆奥入（太成35上）

「ひとのおやの心はやみにあらねとも子を因道に迷ぬるガナ」

● トの句「まよひぬるガナ」は『古今和歌』六帖〔題「おや」〕に奥入に同じ。『後撰集』

十五四 雜一 兼輔朝臣及び『兼輔集』ににおいては「まどひぬるガナ」とする。

○ 日氏文集三44 純戎人 神田本（大東多金澤文庫本に著談訓なし）

「垂手^{タマシ}音聲^{ヨウジン}鳴^{アキラカ}明^{アキラカ}歌^ガ。其中^{ナカニ}「虜^リ語^{ヒトコロ}諸^{カタ}劇^{ハタク}」

○ 八雲御抄 四、言語部（日本文學大系別三36頁）

「ガナヘ（ガナはうや。だとへば傍輩^{タタベ}程^{タツ}也。多枝にも詠^カ。ついともいへる心^ハ也。」

源氏の上巻、かたへは人の思心事をあいなくあやさ^カ、かたじにやとつみ給^ス。」

● 「かたへ」は「かたば^{カタバ}」の意。前田家本色葉字類抄（上外）に「諸^{カタハ}古^{タタハ}傍輩^{タタベ}」と見えらる。

〔桐壺〕（筆一ナシ 河一版¹⁰⁰ 大成14 新釋13）

〔河〕思^くつむすと 頭隨

〔考證〕

● 「くづむる」は「くづぼる」が正しい。「思^くづくじける」意。これに「頭隨」を當つ。

- 白氏文集十二⁵⁷⁸ 短歌行（大東急藏金澤文庫本¹⁷⁵頁⑨）
「人無根蒂時不駐」朱顏白日相隨^頹（那波本「隨頹」、南宋本「隨
穢」、「隨」と「穢」は通用字、「隨」に誤寫であろう。「頹」と「穢」は通用字。）
- 韓愈送高閑上人序（文苑英華七三〇¹⁴⁶頁⑤、和刻本韓昌黎集卷之五¹⁵頁⑦、四叢主³²⁵）
「泊與淡相遺、頹隨委靡、潰敗不可收拾。」
- 「墮頹」、「頹墮」いずれも「くずれおちる」意。
- 法下⁹¹「蹠履^{クツオル}。佛下本云、頹頹頹頹二俗下正^穢、正^{クツル}。カタフク」。
法中⁴⁰「墮音惰^{タコホル}。隋許規反^{クツカヘルヤフル}」
- 萬葉集卷之五⁴⁴に「戀男子名古日歌」があり、「漸^{カタハシ}可多知久都保里」（篇本）
といつ句がある、「久都保利」は諸本「都久保里」となっている。契仲は「萬葉
代匠記」（巻波全集¹⁵頁¹⁴③）に「^{舊釋本}タチツクホリハ、逐ル意ニヤト聞ニ。若久都
ノサカサマニ寫サレテ、クヅホリニヤ。隱レラカクリト云ヘハ、クツホレヲクツホリト
モ云ヘシ。」と述べている。「逐ル」は「尋ル」と同意にて「ぢぢむ」意。「可多知久
都保利」は「容貌憔悴」の意であろう。

〔桐壺〕（紫^{ナシ} 河^{183 200} 大成¹⁴ 新釋¹³）

〔河〕 よこやまなるやうに
經文=九橫死あり 其中二八者横為毒藥麻薦呪咀之所中害といへり
藥師經

〔考證〕

○唐玄奘譯藥師琉璃光如來願功德經（大正藏48頁124）

「大德汝豈不聞如來說有九橫死耶。」一、九橫云何。愚癡迷惑信邪倒見。遂令橫死入於地獄無期。是名初橫。二、者橫被王法。之所誅戮。三、者敗殲嬉戲。耽淫嗜酒放逸無度。橫為非人奪其精氣。四、者橫為火焚。五、者橫為水溺。六、者橫為種種惡獸所噉。七、者橫墮山崖。八、者橫為毒藥厭禱兜咀。起屍鬼等之所中害。九、者飢渴所困不得飲食而便橫死。是為如來略說橫死有此九種。〔横死〕はよどぎよする死。壽命が盡りなじみに死ぬこと。〔非人〕は夜叉惡鬼の類。〔厭禱〕はきらい祈禱すること。〔起屍鬼〕は呪力により死人を立てて怨みのある者を害する鬼。〔中害〕は害に當るること。

●春日政治高等寺金光明最勝王經古點の國語學的研究（平安初期點44頁14）

「横生毀謗」（釋文 橫サマに毀謗を生せり 从頁17）

●篠島裕『大般若經音義の研究』（鎌倉期點 天理本質、笠創誠社刊）

「横往ヨコサマ」

●佛下本57「横ヨコサマ」、佛下本101「横ヨコサマ」

●前田家本色葉字類抄「・横ヨコサマ」

●禮記正義六檀弓上賀賈士院刻三冊本

「死而不吊者三畏厭溺疏死而至厭溺」正義曰此節論非理橫死不

合弔哭之事

●日本書紀 廿五 孝德天皇 大化五年三月己巳(國史大系②245頁、^{二月上}天理兼右本128頁、³)

見譖身刺而刃心橫誅

〔桐壺〕(紫)ナシ河(18₄, 13₂₀₀)大成15, 新釋14₄)

三

孝證
大威儀)べわろうかだくない(河内空)尾
べわろうかだくない

佛下本破「頑誤鰐反カタクナシカタクナカタクナリ」

前述の本色葉室数が「シタリ」に「カタワナリ」

日本書紀 廿四 皇極天皇二年十一月丙子朔（國史大系③ 201頁 天理兼右本 33頁）

言テ言ク
瘧アフタ
下太クナ物ノコ

「ガたくな」は頑固でわざらすやの意。^{新撰字鏡}において「加太久奈也」の訓を持つ漢字は「堅、恨、駁」の三字。

桐壺一(紫一ナレ 河一18₃、14
200
上21) 太成15₂ 新釋14₅

河へはたれかちに

神事式=泣をは塩垂といふ。

〔考證〕

- （大成底）「御しほたれがちに」、（河内本）尾「しほたれがちに」
- 神事式に次の二書を指すが。

○ 皇太神宮儀式帳（延暦廿三、八、廿八注進、群書類從神祇部一輯三頁下¹⁰）
「亦種種乃事之定給支人打乎奈津止云、鳴乎鹽垂止云」

○ 延喜式 五 齋宮寮（國史大系前編 99頁¹¹）

「凡忌詞、内七言。佛稱中子、經稱染紙、外七言。死稱奈保留。
病稱癌、美、哭稱鹽垂。」

● 法上「泣シホタル」

● 遊仙窟（醍醐寺本）

● 遂則披衣對坐。

● 漢相看。

【桐壺】（紫一ナシ 河一19年 200 大成15年 新釋14年）

● 河一「かことともきこゑつへくまん」

かことは所によりて其心かはるへし 是はガヽツ義

誓言をくじかひ 誓恨る心也 同事いぢへがなる心也
是の心也 申路のかじとぞとの心也

あつさうまうつさうまうつるはしみせよ
同下紐力しるしと成もとけすくにガリガリかことは戀すをありける

新東路のみちのほてなるひたち帶のかことばがうもあはむとぞ思ふ

「考證」

- 法上^{タク}、「誓言 音通 ナカフ 和セイ」。法上^{タク}、「加言 カコツ」。法上^{タク},「誑 個况及
タフロカス アサムク イッハル 惠マトフ」。

● 廣韻 去ナミ祭 「誓言 誓約」。去四^{ヨリ}漾 「誑 欺也」。

- あつさう^{アツサウ} 伊勢物語 二三四段 (伊勢物語に就きての研究。校本篇 6頁)

○ 下紐の^{シテ} 同右 一二一^{イチイチイ}段 (同右 6頁)

- 東路の^{ヒタチ} 新古今集 +¹⁰⁵² 繁^{ハラフ} (古今和歌古稀 繁^{ハラフ} おび) あひみてしがな

- 「がご」とは人に対するつけていう言葉。注(誑)の「恨る心」とは恨みごとをがごつ
意。

【桐壺】(紫一^{シモ} 河内^{カワタ} 19¹⁹年 20²⁰月 大成^{タケル} 15¹⁵年 新釋 14¹⁴)

【考證】
〔河〕御がたみとて
記念遊仙窟 信

〔考證〕

- (大成底) 御がたみとて (河内本) 尾爲地 御がたみとて

○ 遊仙窟

鳳錦^{ホウジン} 行須^{エヌシ} 腹^{ハラ} (醍醐寺本、和刻本 58⁵⁸)
印^{イン} 脚^{カネ} 子^コ 信^{シン} 醍醐^{タツゴ} 和^ワ (61⁶¹)

「以爲記卷心」(醍醐和59年)

●萬葉集等においては「過去君之形見跡曾來師」(一九)、「和伎母故我可多美尔見年平」(十五)、「吾妹子我可多見我民良等」(以上稿本)等の用例がある。

●播磨國風土記 宗木郡 御方里 (岩波古典大系322頁) 天理藏三條西家本407頁)

「云大神爲形見植御樹於此村故曰御形」(訓點は大系本による)

●「かたみ」は故人や遠方の人を思い出す品物。ここでは更衣の遺品。

●古今集十四歌謡歌だらまうかわのひとかね

「おはぞらはひしき人のかたみかは物思ふ」とすがめらるらむ

●同右十四歌題しらす よみしらす

●かたみと今はあたまれこくはわするる時もあらましものを

●拾遺集九歌雜下 伊勢のかやす所うみたてまつりけるみこのなくなりにけるが
がさおさたりけらゑを、よぢつぼよりれいけいでんの女御の方につかはしだ
ければ、このゑがへすとて

●「あさ人のかたみと思ふじあやしきはゑみても袖のぬるるなうけ」

●新撰字鏡(ニミズ)「追念 加太弥」
法工船「信オモヒテシルシカタミ」

【桐壺】(紫一ナレ 河(1953年) 大成15, 新釋15)

〔河〕御しゃそく(くたり)

一くたりは一領（くたり）

長恨哥に春衣一對とあり 長恨哥傳ニモ序ニモ無し

〔考證〕

(大成底) 御さうそくひとくたり (河内本) 尾「御さうそくひとくたり」

○白氏文集四縫綾（よのぎやう）念女工之勞也 (神田本、天理正應ニ釣本44頁、大東急金

澤文庫本60頁、那波本86頁)

「昭陽^{（あきらめ）}美人・恩・正深・春衣一對・直千金。」

「一領」は肢束など一そろい。

● 魏・曹植 上先帝賜體表 (初學記三甲56頁、全三國文135頁上③)

「先帝賜臣體^{（たい）}黑光明光各「一領」(兩襦體「一領」) (兩襦^{（りゆつ）}は大禮の時に

式官の被^{（ひ）}に用いた服。兩袖すく、胸と背部に當てて着用)

● 晉四王起事 (北堂書鈔三元袍惠帝賜盧志^{（りゆうしげ）}96頁上⑤) 事出晉書盧志傳

「賜中書監盧志鶴綾袍「一領」也」(鶴綾^{（けつりん）}は白色の絹織物。)

● 日本書紀十九欽明天皇十五年冬十二月(國史大系84頁) 天理著有本39326頁⑥
「奉^{（まつ）}新^{（しん）}錦^{（きん）}二匹・鶴^{（けつ）}綾^{（りん）}襪^{（はき）}卷^{（まき）}一領」(馬^{（ま）}足^{（あし）}毛^{（け）}良質^{（よし）}毛^{（け）})

體^{（たい）} (エルトの敷物)

同右并持統天皇七年正月辛卯朔癸卯（國史大系第貳頁、天理兼右本第廿九頁）
 「賜京師及畿內有位年八十以上人衾一領、絶二匹、縣二疋、布四
 端。」

● 佛下本外「領音冷レウ衣イノタヒ」

● 法下144、「對上トタケナリ」_{下トカサネ}法下144、「對カサヌ衣」。

● 黑川本色葉字類抄中第ノ「對タケナリ春衣部」

【桐壺】（紫一ナシ 河195 201 大成15 新釋15）

〔河〕みくしあけのてうとめく物 調度

むかしは女御更衣以下常髮をあけガル、本儀、御髮あけの調度と
 もを廣蓋に入だる。鍛釦子サビコ

天武天皇十一年六月丁卯男女始結髮

續日本紀曰天宝二年十二月乙丑令天下婦女自非神戸齋宮人及老嫗皆結髮

〔考證〕

○日本書紀廿九天武天皇十一年六月壬戌朔丁卯（國史大系第貳頁、天理兼右本第廿九頁）

「丁卯男夫始結髮。仍着添キルタマ冠。」

○續日本紀三十六武天皇慶雲二年十二月丁未朔乙丑（國史大系第貳頁）

「令天下婦女自非神戸齋宮人及老嫗皆髻髮是重制也。」

箋注倭名類聚抄 二 形體部毛髮類 髮_附 髮

說文新附云、髻、古通用、

一唐韻云、髻、音計、毛斗外利、髮也、廣韻作、綰髮、說文新附云、髻、古通用、

結鬟古婦人首飾、或玉爲頭環、此二字皆後人所加、則知結鬟古、今

字、四聲字苑云、髮、音還、和名美都良、

...

屈髮也、類篇云、髮、屈髮爲長舌、

與此義同、捲髮其狀屈屈如環、故或謂之髮、皇國、結髮雖其形不同、昔

然總髮之義無異、故訓髻爲毛斗外利、故鬟一訓亦同、新儀式內、親王初

笄儀、有結鬟理髮座、吏部王記、天慶三年八月、章明親王元服、同四年八月、

源氏物語、明元服條、並云、結鬟、前是也、其美都良者、結髮爲兩髻、士草華記云、

左右御美豆良是也、故萬葉集用角髮字、蓋用禮記內則、剪髮爲鬚男角女

罷、注夾頭、日角字也、源氏物語、桐壺、胡蝶等卷所言、亦即此、或謂之阿

介萬妓、以總角、字角子、字充之、總角在兩髻、故以充阿介萬妓也、

...

一唐韻、

唐の孫恤が隋の薩法言の切韻を増訂した韻書。佚書。綰髮、まげを結う。『說文新附』宋の徐鉉が

說文を校訂する時新しく加えたもの。段玉裁の『說文解字注』に引かれ。清の鍾樹玉や鄭珍記に『說

文新附考』(叢新⑦所收)がある。四聲字苑、佚書。類篇、宋司馬光等撰進の字書。同時に撰進さ

れた讀書の『集韻』と相補って使われる。(中華書局影印本)。新儀式、朝廷の儀式の恒式と變遷を

示した書。『群書類從』(公事部、六籍所收)。吏部王記、醍醐天皇皇子重明親王の日記。朱文は『西

宮記』等所收。『古事記』上、第16(大成)。『萬葉集』七、龍角髮(枕詞)が見える。

說文解字、後漢許慎撰、宋徐鉉校定、九、丈四新附(四叢叢云、

一編(髻)總髮也、从、髪、吉聲、古通用、結、古詣切、

新儀式立內親王初第事 簿書類從公事部(六輯 45)

「內親王初第之儀。撤畫御座鋪三色綾絞代立太沫子用所。各放北御障子。額間鋪錦端疊四枚。其上鋪地數二枚并茵爲親王座地數茵。用本家或不放御障子。南第二間鋪親王座。又結鬟等座在其西。東邊置理髮調度唐匣等。西邊鋪茵爲結鬟座東面。親王座以北二間立四尺御屏風三幅。鋪長筵及疊爲結鬟理髮座。結鬟加茵或加酒脯北第三間。撤御座鋪燕座。撤其饌次垂幕。御簾事畢上御簾。撤裝束。御座不撤。王脚依召參上獻物。酒饌歌遊給祿。一同男親王加冠之例。但結鬟。或尚侍。或典侍。理髮者別儲饌給祿。其饌後院並備高燈。又結鬟自補半領。唐綾羅等一裹。理髮紅染。補一領。理髮若用熟衣。給阿古如御衣一襲。又綾羅類加結鬟半。或不加綾羅等。或只結鬟等。本家送女裝束各一龍。

又儲饌饌。

吏部王記 西宮記(改訂史籍集覽三十 所引)

「天慶二年八月十四日、吏部記云、章明親王加元服。寢殿母屋當戶。西向設加冠座。用土數二枚及茵。置櫛櫛具。階唐匣。櫛密。冠若及腰。急等。冠者服白綾袍。結鬟就座。」(親王元服。故叢本平 227)

「吏部記云。天慶四年八月二十四日。爲明源氏加冠。引入座。土數三枚。加茵。冠者座土數一枚茵。云々。置櫛中。櫛具。源氏出。服綾袍。結鬟。」(世

源氏元服 故叢本二千三百四
334

禮記正義 三八內則(院刻二冊本 1467)

四叢八内則二二四

「三月之末，擇日剪髮爲鬢。男角、女羈。」(鄭注)髮者所遺髮也。楚辭曰：角，午達曰：羈也。○音節髮丁果反、又大果反。凶，音信、又凶心忍反。「巴因」は頭のいただ。
夾角とは頭上の兩旁の角のこと。『午達』は頭上の毛をのこし縱横に交差して結んだ
まげ。」

調度については『倭名鈔』(十四調度部中空飾具ナ四四二ノ下。箋註六四四四四上)に詳しい。
結髮については同書(二老幼類)、箋註一男女類髪髮總角87タリ程)参照。

・白氏文集三太行路(金澤文庫本 23)神田本四
・興君 結髮未立戴。勿心從牛女爲參商。

「(神)

・興君 結髮未立戴。勿心從牛女爲參商。
「(金)

【桐壺】(第一ナレ 河(1931.2.11) 大成153 新釋153)

【河】 カーナーしく

寂寞 和名 或開

延喜御記云事始余毛有御馬等好乎御廄余不侍天波左宇々々久
可有余因天余年奉入

〔考證〕

(河内本) サラシヘン

- 和名(抄) 出所未詳。

前田家本色葉字類抄 下53分 「寂寢」サウサン。川「寂寢」居處部

自氏文集 四加牡丹芳(那波本外)

天理正應二鉛本外。太東急金澤支庫本外。同附

神田本外

「去歲嘉禾生九穗」因中寂寢無人至。(天理)

「寂寢」(金)。「寂寢」(同附)。「寂寢」(神)

同右ナニ長恨歌(那波本外)。大東急金澤支庫本外。書陵部本。正宗平(イトウヒ)50行

「玉容・寂寢」(金)。梨花・枝・春・帶・雨。(金)

「寂寢」(書)。「寂寢」(正宗)

自詩には右のほか、「寂寢」(六)村雪夜坐東金107)の訓もある。

延喜御記は諷嘲天皇の宸記。河海抄より引用した佚文が「列聖全集」宸記集上巻(延喜十六年)に見える。・傳中「嚙囉」(シスカナン)

「さうざうし」は「さくさくし」の音便形という。心滿されず張合ひのなしう。

新櫻字鏡(ナツマガミ)に「嚙囉獨坐不樂兒須加奈志乎佐余志又佐久志」とい、和訓の一つ「さく

さくし」がその「さうざうし」の原形だとされている。この「嚙囉」は口のよく

まわらぬ小兒の言葉の形容(廣韻)「嚙囉(歌詞、又夢囉)」ともある。字鏡の語

義が何に據つたか未詳。嚙にはさわがーい意があり、囉には聲が入り亂れる意

もあるので嚙囉はむしろさわがーい意の聲囉しが當てになるようと思ふ。

〔桐壺〕(紫一) 河(1913.12.1) 大成16. 新釋15.)

〔河〕いとうしろめだう

影護 和名

女郎花うしろめにくもみゆるかすあれたら宿に獨たれは

〔考證〕

(河内本) 尾 いとうしろめだく

○影護の出所未詳。『伊勢物語』真名本(ニセ役、四ニ役) いずれも「後月痛」とする。「影」を「うしろめ」、護を「いたし」と訓ませるつもりであろう。影を「うしろめ」と訓ませる可能性はあるが、古字書類では未見。護に「いたし」の義はない。誤写とすれば、名義抄(法上48)に「讐音獨ノタム」がこれに當る。(説文)「讐、痛怨也。」これとてこじつけの誇りを免れず。桐壺卷のこの例は後方ガ氣にかかる、すなむち氣づかぬしい意である。『丈選』の江淹の別賦(十六
翻刻本30、和外16)に「織錦曲う涙已盡。廻文詩う影獨傷」(錦を織つて廻文詩を作り、夫に寄せ、別離の悲みを思つた。そのため涙盡き、心傷めていたづら)があるが、このばあい、傷心によりひとりたづら妻の影である。これもこじつけかも知れぬが氣になる句である。

○女郎花の歌 兼覽王の作。古今集四抄秋上。古今和歌古帖六三六四「をみなし」
所收。

〔桐壺〕(紫一13.4.15下 河一19.8.20/3 大成16 新釋15)

〔紫〕「ガ」(ともえまい)「レ」セ「トモ」「モツリ」給「ハ」ガ「ナ」(ナ)

・速・也

〔河〕「スガ」(とも

速歟」(そく心)奥入或清々日本紀

素戔嗚尊遂到出雲之清地乃詔曰吾心清々之旧事本紀

〔考證〕

○日本書記 神代上(寶鏡出現)國史大系(4) 天理乾元本(18) 神宮篇總本(5)

「遂_ニ出雲之清地也。」_{此云素戔鳴尊乃言曰、吾心清々之此今}

曉此地日清。

古事記上(大成24)

「我御心須賀須賀斯而其地作宮坐。」

○先代舊事本紀四 地神本紀(國史大系38) 天理本(28)

「素戔嗚尊行至見縣(アカハヒ)之處遂到出雲之清地亦云須賀須賀斯乃詔曰吾心清々之。」

・「すがすが」けためらわすすんなりとの意。

〔桐壺〕(紫一13.4.15下 河一19.8.20/3 大成16 新釋15)

〔紫〕長恨哥の急亭子院のガ、せ給て伊勢貢之によませ給へるやまとことのはをももうこしの哥をもたゝそのすうをそまくらことにしてさせ給
伊勢集にいはく長恨哥の繪の御屏風亭子院にいらせ給て所の名をよませ給けるに御門の御手にて

もみちはのいりにわかぬするふる物はもの思秋の涙ぢりけり
〔河〕長恨哥の御急亭子院のガ、せ給て伊勢貢之によませだまへるやまとこと葉を

伊勢集云長恨哥の御急の屏風亭子院にガ、せ給てとこうくの名をよませ給けるに御手との御てにて

もみちはの色にわかれする物は物あもふ秋の涙成ける
亭子院七条以南油少路以東一町

〔考證〕

○伊勢集51~61(群書類從十五輯)。新國歌大觀。兩集に異同が多いので群書類從

を底本に大觀本と對校する。既に西村富美子氏が全歌引載している。

長恨歌の御屏風亭子院(のゆう)せ給て所をよませ給ける帝の御手にて

三工紙
絹
紙
けに色見をわかつてある物は
物の跡もふ秋の膜膜(のぞのぞ)けり

まかくはがうおつる
日のつゝまれは
雲の
硬りもみせまし物を

面かへりきて君をおもほゆる 運はに
續後拾
すにれ明るもしらてねし物を 梦にも見しと 調心ひかけや
五
まく水すみじはうはぬ 織は城に夢 非常しきことの夢のみつむりつ
こねはささきの御歌にて
力はりて

五

●導へする雲の端にしなかりせは 世をつみ前かに誰がとほまし
さるる雲の心ゆきゆきせぬ物すらは みをかと度はすがれさらまし
六月も日もなおかの夜の契をは うれしほとじもそわすれぬ
先消し身に悲もけぬへし春がすみ がすめるがにと薄と田山へは
古木にもあひすくもならべず 諦じが魂 おがち隔てゝ諸を聞らん
●右の十首始めの立首は玄宗皇帝の心を詠じたもの、後の五首は楊貴妃の
それ。頭の番號は大藏本圖書本圖別冊。紫明抄や河海抄が如何なる伊勢集を使
つたかが解説すべきである。立二番がそれを解く唯一のカギを提供しているが、
これに限定すれば大觀本の底本たる西本願寺本より三條西寶寫禁裏本系類從
本の方が、紫明、河海に近い。貫之歌未詳。

【桐壺】(紫一¹² 河一^{20.14} 20.14 大成¹⁶ 新釋¹⁵)

〔河〕もうこしの哥をも
詩言志譜永言といへり 詩哥已各別歎 但これに詩をも哥とをし
こめていへる)

【考證】

○尚書一舜典二虞書孔氏傳(西漢¹⁶)、阮刻三冊本正義三册¹²、初學記三、文章⁵¹)
「詩言志、歌永言」傳謂詩言志以導之歌詠其義以長其音聲依永律和聲(傳)聲謂五聲。宮商角徵羽律謂六律。首十二月之音氣言當依聲
律以和樂」(鄭玄の詩譜序(阮刻毛詩正義²²)(虞書を引く))。

○毛詩一周南關雎詰訓傳(漢毛亨傳、鄭玄箋、唐陸德明音義(西漢¹⁶))
阮刻本正義²²群書治要三詩(周南金澤文庫本¹⁴)

「詩者、志之所之，在心，是謂之言。為詩情、動於裏而形於言。言之不足，故嗟歎之。嗟歎之不足，故詠歌之。詠歌之不足，不知手之舞之、足之蹈之也。情發於聲，成文謂之音。發猶見也。聲謂宮商角徵羽聲成文者，宮商音相應也。」

●紀淑望の古今集真名序の冒頭は尚書及び毛詩の影響が言われている。

【桐壺】(紫一¹² 河一^{20.9} 20.18 大成¹⁶ 新釋¹⁵)

〔河〕みたり心ち

足寒時心乱

〔考證〕

○唐武后臣軌下利人章（叢新（佚存叢書）65下⁽³⁾。宮内厅本下^{14。}）

「夫足寒傷心、人勞傷國、自然之理也。養心者不寒其足、為國者不勞其人。^{爲猶也}」

●「みだり心地」は取り亂した心のありさま。

【桐壺】（紫一^{14。}15下^{14。}河一^{20。}34^{201。}大成^{15。}新釋^{16。}）

〔紫〕ガのをくう物御覽せうすすき人のすみかたつねいてたりけんしろしのがんさし
がむさしならましがけとおほすもいとがなし

・指碧衣女取金。鉗鍼合各折其半授使者曰為我謝太上皇謹獻
是物尋舊好也。長恨哥傳

〔河〕なき人のすみかたつねいてたりけんしろしのがんさし

・指碧衣女取金。鉗鍼合各折其半授使者曰為我謝太上皇謹獻
是物尋旧好也。長恨哥傳

〔考證〕

〔天成底本〕「まき人のすみかたつねいてたりけんしろしのがんさし……いとがなし」

〔河内本〕尾平
〔尾平〕

○白氏文集十三感傷長恨歌傳（那波本^{16。}東急金澤本^{20。}正宗正安ニ本^{16。}行イヒトダ）

「指碧衣女取金釦・錫合各・折其半授使者曰・爲我・謝太上皇。
謹獻是物尋舊好也。」(金)へ摺本は那波本が南宋本のようである
「指碧衣女取金釦・錫合各・折其半授使者曰・爲我・謝太上皇。
謹獻是物尋舊好也。」(正宗)

【桐壺】(紫14.15.15.17。河120.29.202.上。大成11。新釋17。)

〔紫〕繪にかけるやうきひのがたちにはいみしき繪節といへともみてかきりあり
ければいとにはひすくなし といえきのふようひやうのやなきもけにかよひ
たりしかたちいろあひからめいたりけんよそひはうるわしきふらじこそ
はありけめ。なつかしうらうだけなりしあうさなほをみなへのかせになひき
たらよりもすよひまでしこのつゆにぬれたるよりもううだくむつかしかりし
かたきけはひをおほしいつるじや花とうのいろにもぬじもよそひへきりかたや
すき

・歸來池苑皆依舊 太液芙蓉未失柳長根哥
芙蓉荷一名也

おほよそ源氏物語といふ物あまたある中に光源氏物語といふは紫武部君
のしわざなりしがるをこそ夫太監物源光行がいふにつたへきたれる本むか
しよりよみつたある説みだりがほしきによりて人のまよひをだすけ世の
うまたけをたさんかために句點をさり隠字をつくといへともわたくしあ

るじ、たゞ故實の人にとふらはんと思ひて五條の御成卿の口加の亭にまかう（今もかひてこの事を讀へきよし申におほきによろこひてとしこうわがねかふところこの事にありとて暮年に功をへたりそのあひだしたかひつかへたる物た、親行ひとり日をかゝすこゝに三品の本桐壺巻をひらき見ればゑにかけるやう（鶴賀）頃起のかたちけいみしきゑしといへともあてがぢうありければいとばらしくなしといえきのふようひやうのやなきもとがきてひやうの柳といふ一句を見せけちにせうすなはち親行をつゞひとして申やうけら楊貴妃とは芙蓉と柳にたとへ更衣をはきみなへしとまでしこじたとみみな二句つゝにてよくきこえ侍ると御本に未央の柳とけたれだるはいがなる（金子）手細の侍そやと申だりしがは我はいかでぞる自由のわざほし侍へき侍從大納言行成卿一筆本にこの一句を見せけちにせう紫式部同時の人に侍れに申あはすするやうこそあうつらめとてこれも墨をつけては侍れといふがしきにあまた、ひ見しほとに若菜の巻にして心をえておもしろく見なして侍なりと申されけるを親行がへりてこのよしをがだるに若菜巻にはいつくに思ひあはせられるとが申されしといふにそれまではたつね申さすとこたふる時人の使は問答いふがしからぬをこそ専使といふじ法道理をわすれだるかかくの事やすみやかに見あらめて不審をひらくへしと申されてことほりなれば（鶴賀）親行とちこもりて若菜巻をひらき見る事から十遍にとよびてその心を想はだり朱雀院の五十の御賀を六

條院の御子たとしてとうをこなはれし時、女試樂に院人とのありやまを
ようつの物に思よそへられし時、宮の御方とのそが給へは人よりけにち
みさくうくしけにてた、御子のみある心ちすじほひやかなるがだけをくれ
てた、いとあてやがになまめかしくて二月のすがの十日はかりのあをやきの
わつがにしだりはしあたらん心ちして鶯の音^{おと}せにもみだれおへくある
がに見え給さくらのほそなかに御くしはひだりみきよりこほれかうて
やなきのいとのよましだりとかけにはしあの未央の柳にようやまき物と見
つやがて父にかだるにみやうの好士さまくおほざれとこの二品の和才
すくめたら中にこの物語をあきらがにもてあそぶ人だくひなきがゆへに
逸興を見たてられたるするへしとそこの一句を見せけちにし侍しがは愚
本もおなしく見せけちにし侍す

河にいえきのふようひやうのやすきにも

太液芙蓉未央柳 對此如何處不墮長恨哥

俊成卿本に未央柳の一句をみせけちにしけり是は行成卿自筆本の
様云

親行云六條院の女樂に女三宮を二月はサリの青柳トたとへだり
人の臭を柳にだとへだる事一部の内に兩所あり無念なるに似だり
然而芙蓉柳是又いつれも除かだきによりて書ながらみせけちにしだる
弟云 けふらにこそは

〔考證〕

● 行成本によつて俊成本が「未央柳」を見せ消ちにした。これにより光行とその息の親行本も未央柳を見せ消ちにしたといふこと。俊成、親行本は何れも河内本系らしい。次に大成底本(青表紙本系)と傳俊成本、親行奥書本等を比較してみる。(旁線部兩系本において本文を缺く部分)

イ(大成底本) 太液芙蓉未央柳……からめいたる……うるわしう……こそ
ロ(河内本) 太液芙蓉——からめひたりけん……うるわしう。けふらにこそば
いらうだけなりしを

ロううだけなりし一ありきよはきみなへしの風になびきたるよりもなよひ。か

ロテレこの露にぬれたるようもううだくまつかしがくつかだしけはひを。

大成所収河内本系中 源親行等奥書御物本、親行奥書鳳來寺本、傳俊成筆本等が特に注目すべき本文であるが、河内本諸本において本文部分の異同はない。河内本系「未央柳」を缺くがこの柳は楊貴妃ら唐美人の髪型はともかく平安貴族の柳なす髪を表現する意味、對句法がらも缺くべきものではなかろう。本文を見せ消ちにした理由は、河海抄にも見えるが、その邊に配慮がなされたものであろう。

○自氏文集十三¹⁹長恨歌(那波本¹⁹,¹³金澤文庫本²⁰,正宗本²⁹行)
「歸來池苑皆依舊¹³太液芙蓉未央柳¹³芙蓉如面柳¹³如眉¹³對此¹³對此¹³

何不^{サムライ}返^{スル}重^シ（正宗）

〔桐壺〕（紫一卷。本文のみ前引。河216。大成11。新釋11。）

〔河〕らうだくなつカレカリし

勞良亮（日本紀）ほけくとしたる心なり

假借貞觀政要

〔考證〕

● 河内本系及び別本系の一部に見られる本文。青表紙系の本文にはこれを缺く。

● 「らうだし」は勞^基痛し約といふ。劣弱な者をいためてやうたいと田山ア氣持。「まつ

ヶし

は相手に心ひかれてそばについていたい心境。

○ 貞觀政要ニ求諫四章（定本貞觀政要外。新釋一大系14以上）

唐晏陵

「毎見^生人奉事^ア、必^シ假^カ顏色^ア、冀^シ聞^シ諫^ス言^ヲ、知^シ政^シ哉^ア得失^ヲ。」

○ 假名貞觀政要ニ一人ノイサメシ事ヲモトムル四（正保版の翻刻、鎌倉時代菅原為長

の和譯といふ。民友社版613）

「人ノ事ヲ奏スルゴトニ、顛^{カタチ}ノカタチヲ、ナツカシクシ、嚴旨^{アヤマツ}ノコトバラ、ヤハラゲ

テ、ツネニイサメライル、事ヲネガヘリ。コレマジリゴトノ御失^スシランタメナリ。」

○ 「假借」を「ナツカシウス」と解する根據は「許す、寛容」の意から來るもの

と考えられる。北條政子の求めに應じて菅原為長が和譯したものであれば

鎌倉期の読みとして價値があろう。

○ 「勞良亮」は「日本書紀」に見えるが「らうだし」の訓未詳。名義抄に、

「良」和ラウ(「法下好」)、「勞」イタハル(ギラフ)和、ラウ(「僧上好」)、「亮」吳音ラフ(「法下好」)とあり、和音(日本漢音)による。「勞」については音義において適合する。

〔桐壺〕(紫一ノ字。河ノ引。太成ノ。新釋ノ。)

〔索〕はねをならへえたをガはさんとちぎらせて給しに

・在天願作比翼鳥 在地願為連理枝 長恨哥

〔河〕はねをならへ枝をかけまと

在天願作比翼鳥 在地願為連理枝 長恨哥

爾雅疏曰南方有比翼 不比不發 其名謂之鶼 似鳩青赤之

木連理者仁木也 見晉中興書

或異本同枝或枝旁出上更還合之

孝經援神契云 德至草木則木連理

孫氏瑞應圖云 王者德化洽八方合為一家則草木連理符瑞圖已上

符瑞圖云比翼鳥者名曰兼々見爾雅 一名蠻々見山海經其狀如鳥一翼一目其色青赤處々南方崇吉金門之山結匈圍東不比不飛見山海經爾雅

蔡氏瑞應圖曰 王者有孝德明至

山海經云見則大水

大曆御集 しきての世じての後の世もはねをかけせる鳥と成す

御返

秋勢大らことの葉下にもかはらずにわれもやはせる枝と成さん
連理は仁木也漢武帝元狩元年に生たり其外不可勝計

〔考證〕

○自民文集十三卷長恨歌（那波本2029。大重急金澤文庫本2029。正宗本（トーハム）59行）
「在天願作比翼鳥。在地願為連理枝（金）」

○爾雅疏注疏七釋地九晉郭璞注宋邢昺疏（院刻三冊本2029.③）

「南方有比翼鳥焉。不比不飛。其名謂之鵠鵠者（注）似鳬青赤色。一目一翼相得乃飛。疏注似鳩至乃飛。釋曰案山海經云崇山有鳥狀如鳩。一翼一日相得乃飛。名曰鸞鸞。郭云比翼鳥也。色青赤不比不能飛。爾雅作鵠鵠者謂此也。」

○劉宋何法盛晉中興書（藝文類聚卷八祥瑞木連理晉中興徵祥說1699）

「王者德澤廣洽。八方同一則木連理。連理者、仁木也。或累枝還合。或兩樹共合。建元湯球晉中興書云當作武。元年、木連理四。一、生膏肓。舊本云當作嵩山。一、生武昌。一、生汝陰。一、生汝陽。（連理、兩株の枝または幹が理りつとなる。瑞祥のしるし。還合は別別の枝がめぐらあわざること。河海抄。或異本。）あるのは延喜式三十二治部省祥瑞下端に「木連理。仁木也。異本同枝、或枝旁出、上更孝經援神刲大（藝文類聚木連理1699）」

「德至於草木、則木連理」

○孫氏瑞應圖（藝文類聚木連理 1679。瑞應圖。太平御覽八七三木 1274 下）
「木連理王者德化治平方合爲一家則木連理。」（「化洽」教化が民に行きわたること。「少民」人民のこと。）
則生。（「化洽」教化が民に行きわたること。「少民」人民のこと。）

○符瑞圖

（藝文類聚卷九祥瑞下比翼鳥 1710）

比翼鳥者王者德沒高遠則至。一本曰王者有孝德則至。（河海抄引く。符瑞圖は爾雅疏とほぼ同文。また藝文類聚比翼引くところの山海經）

爾雅、瑞應圖に郭璞の（山海經）贊を合すれば河海の符瑞圖がである。

○山海經 西山經二（四叢 204 下）

西次三山之首曰宗山。有鳥焉其狀如鳥而二翼一目相得乃飛。名曰蠻蠻。比翼鳥也。色青赤不比不能飛。爾雅作鵷鵷鳥也。

同右海外南經六（36 下）

一曰南山在結匈東南。比翼鳥在其東。其為鳥青赤似鳩兩鳥比翼。一曰在南山東。

同右 大荒西經十六（76 下）

有巫山者有徽山者有金門之山有比翼之鳥。

○玉葉和歌集ナ恋宣 耀殿女御にたまはせけ天曆御製

「いきてのせししての後ののちの世もはぬをかけせる鳥と成りました」

同十御返し 女御藤原芳子

「あきになると」との葉だにもかけらはずは我もかけざる枝となりました」

○後漢·荀悅前漢紀 孝武皇帝紀三卷第十三 (四叢十二九之)

「元狩元年冬十月行幸雍祠五廟獲白麟。一角而有五蹄。有奇木。衆枝旁出復合於上。」五時立つまつ、晦時、密時、上時、下時、北時があり、天地の神靈をまつる。「奇木が木連理」を指すのであろう。

●宋書二十九符瑞志下(志十九) (四叢三三九之③)

「木連理王者德澤統治八方合爲一則生。漢章帝元和中、木連理生三郡國。」以下歴代の例を羅列

●東漢書漢記校注二肅宗孝章皇帝中州古籍社 四部備要二五七 本文に異同あり章帝元和二年、鳳皇三十九、朱草、木連理寶、日一月不絕載於史官、不可勝紀。

●續日本紀三支武天皇慶雲元年六月己巳 (國史大系21前)

「阿波國獻木連理」

●木連理「比翼鳥」いすれも『金石索』石索四碑碣四武氏石室祥瑞圖二(木連理)
「比翼鳥」に圖がある。道光元年遂古齋本(影印本あり)。

【桐壺】

(紫一之、河二之、新釋18)

〔河〕 いとをしたちがとかとしく

最押立

カクシ日本紀

才學同廉々

【考證】

(大成底本)「いとをしたちかとくしき所
(河内本、別本)「いとをしたちかとくしき所」

○日本書紀十五仁賢皇前紀(國史大系43前)天理兼右本19¹⁴ 123(2)

「幼而聰穎・才敏多識然而仁惠・謙如心・溫潤格心」

同右十七繼體天皇廿四年春二月丁未朔(國史大系30⁵後)天理兼右本20¹⁵ 244(2)

「有高才者不非其所失」

○同右廿二推古天皇十二年甲子夏四月丙寅朔戊辰丁未朔(國史大系31³後)天理兼右本19¹⁵ 123(3)

「十四・於己則姫姫。」

○同右世持統天皇朱鳥元年冬十月戊辰朔庚午(國史大系32¹後)天理兼右本20¹⁵ 123(4)

「及長辨有才學尤善文筆」(大津皇子)

○同右十七繼體天皇廿四年春二月丁未朔(國史大系30⁵後)天理兼右本20¹⁵ 123(5)

「令人舉廉節」(廉節前)(國)(他三五225, 225, 237)(國)ガド(シの訓ナシ)

佛上85「才力(下)」

前田家本色葉字類抄上102「廉カト」

運歩色葉(15)「才学」(14)「東」才海

自河本字鏡集(105)「廉カト」

●右の例はいすれも利發、才氣の意。ここでは「かどかどし」は「心にかどがある」意。訓のみが問題にされている。

【桐壺】(紫 1630上5、河 2134 2035、大成 18、新釋 18、)

「繁」とおしひをかゝけつくりしておきおはします

・ 夕殿螢飛思悄然 秋燈挑盡未能眠

萬報哥

〔河〕ともし火をかゝげつくりして
夕殿螢飛思悄然 秋燈挑盡未能眠 長恨哥

〔考證〕

○自氏文集卷三長恨歌(那波本 19a⁵ 132⁵。太東意金澤文庫本 20⁵。正宗本改行)

「夕殿螢飛思悄然」秋燈挑盡未能眠」(金・正)(那波本 秋字作楓)

【桐壺】(繁一ナシ、河 2234 2035、大成 18、新釋 18、)

「河」よりのあと、

夜御殿 清涼殿 = あり 四方有委戸 南大妻戸 一間之 御帳 同清涼殿
東枕礼記曰 番御座敷之 御枕ニ二階あり 神璽寶鏡を案せらる有あ復寢時東首 其蘇芳也
御帳の四角有邊櫓搔燈として夜火をけたす 是は神璽の御ため之 御帳
の南西北に邊櫓を數て女房の座とす 見建暦御記

〔考證〕

○禮記十三喪大記三三 鄭注(西叢 126)。院刻三冊本正義四四七下④。

「寢東首於北牖下」謂居來視之時也。病者(地牖)は北の窓。北牖は北のガミ也

順德天皇

○ **建曆御記**（禁祕抄）夜御殿（（釋書類從古韓乃上。故實叢書林本秘抄考註上30F））
 「四方有妻戶。南_火大_火妻戶一間也。_御帳同清涼殿。東枕_{アラシ}御座數也。
 御枕有二階。奉案_{モチシ}御釦神璽也。皆有覆。蘇芳_{スガハ}帳、四角有燈樓。又帳南_{アヒ}
 北數體_{ナツテイ}爲女房座。」（抄考註には詳細な注あり）。禮記の引用あり。『河海抄』に言
 及す。乞參照。次に参考までに一部引用する。）

● **禁祕抄考註** 上 夜御殿（本文は御記と同じ）

○ 夜御殿

○ 天子御寢所也。河海抄云有清涼殿。禁祕抄_{（釋書類從古韓乃上）}云板敷ノ下土_{アラシ}ケヲ去ン
 タメ三尺許深ク掘タル由古老傳ニ有由。長曆御記ニ見エタリ。（以下略）

○ 東枕

○ 禮記曰寢時東首。朱子曰東首以受生氣也。陳氏云天地生氣始於東方。（以下略。）

【桐壺】（紫二ノ第名、河二ノ第名上、大成18、新釋卷）

【案】あさまつ（ことはをこたり給ぬへがめ）

・ 春宵苦短日高起 從此君王不早朝 良恨哥

【河】さをあさまつ（ことはをこたり給ぬへがめ）

春宵苦短日高起 從此君王不早朝 長恨哥（王字缺）

【房證】

(天成底本)…をくべらせ給ひぬへかめり

(河内本) をこたりたまひぬへがめり (別本御夢)

○白氏文集卷之三長恨歌 (那波本 18²¹⁶、 大急急金澤文庫 204⁷、 正宗本 8行)

春宵苦短日高起 徒此若王不早朝 (不早朝) (正宗)

【桐壺】 (紫明抄 18²、 河内本 203¹⁸、 天成 18¹、 新釋 18¹)

[紫] あさかれみ

・ 朝餉間 在清涼殿

[河] あさかれみのけしきはさり

朝餉間二間之於此所朝夕供之南平敷二枚北上東北立絹屏風
夜の御殿の方に副障子御屏風の内外に案御調度二階唐匣宮硯箱
筈螺鈿厨子ニ脚冠呂ニ哩筈手拭筈几帳一大床子ニ脚被置之
春冬は圓火櫃あり和繪之陪膳上膳女房典侍或色人候朝餉南間端中
脇内侍或障子の外に候して取傳下萬得選以下次第三傳之朝餉にけ
女房皆上髪三位以上は釦子許也女房不候之時公卿或四位侍
臣為陪膳例之昔禁野交野等鳥御鷹飼舍人付御厨子所進之
建暦御記

[考證]

(天成底本) あさかれみのけしき許

(河内本) あさかれみのけしきはさり

○ 建暦御記（禁林錄）朝餉（辟書類從 26 輯 37 下、禁帳抄考註上 27 上）

「二間。南北平敷二枚。北上東夜御殿方有敵障子。御屏風内外案御調度。
 二階一。押錦唐画苔。硯苔。螺鈿厨子二脚。非螺鈿只近代唐冠宮。二壁塗手拭宮、髡苔。几帳。大床子二脚。一在御大檻春冬計也。圓火櫃和臺盤所方障子和繪。御手水間方障子畫貓。後涼殿布障子如瀧牋。無居立柱打付。有加五節肩膀。近代引馬繪也。是御事曾宗忠公記打鐵騎馬唐人之由也。凡御調度等。近代時蠻繪。又以自薄。理蠻繪。是無其謂。只可。在時議。城川院御時。蔭桐竹。黃時簾子南立馬形障子。」（考註の注參照。火櫃は火櫃の誤りか。考註は火櫃とする。「和繪」はやまとえ、「蠻繪」はがうえ、唐繪、漢繪とも書く。中國風の畫題や様式をいう。）

○ 同右 一 御膳事（類從 37 上、考註上 27 上）

「朝餉上薦女房典侍或召聽候。朝餉南端中薦內侍或召聽候。朝餉開季小上薦候。床子外。聚傳下薦也。又傳之下薦得選又傳之。不自持參御膳。近代無何往反。匡房記。御膳時刀自持御膳。往反鬼間。公卿候鬼間無憚。近代自臺盤所御簾出入尤不便之由。開自被稱之云々。朝餉女房皆上髮。三位已上錢子許也。暑氣煩。凡聽不上髮。主上近代不着御。不着御之時。引懸御直衣於朝餉御座供之。供御六府御贊供先例等。置御膳棚後付御厨子所。近代只直付御厨子所。禁野交野等鳥同之進。鷹飼舍入。朝餉御膳女房不候之時。公卿或四

位侍臣爲陪膳。恒例也。(以下略)〔河海抄と引用が前后する部分あり〕。然
御六府「先例等」は考註「洪御、四府供、先例等」とする。「医房記」は「江記」(史料大成
『江記逸文集成』等所収。未確認)。

【桐壺】(紫一卷 112 河(23)203下、大成18) 新釋19)

[禁] ひとだい(しきわざなり)

・退^ハ也

[禁] いとだい(しきわざなり)

退^ハ水原奥入 此字不審 たえ(しき)次 あいうゑおの五字通する

事論語 能

李^李にわざを我はしつゝあまてるやひるあの神をしつゝめん
しがはやうよきわざしてが天照や書日のかみをしつゝめん

〔考證〕

・水原、奥入の用例未詳。だいだいしには先行きが危つかしく厄介なことをい
う。

・新撰字鏡 (十三卷) 「彼^ハ思也、遠也、宇、大礼又大伊^ミ志久」

・温故知新書序(一卷)「彼^ハ」

・佛上^ハ「退^シシソク」

○ 神樂歌

書目歌

(日本歌學大系一卷、田袖中抄三)

(日本歌學大系別二卷)

・かばかよきわざしてが天照らやひるあの神を暫し留めむしげしどじめむ

じづこにか勧をつねがむ 朝日子が さすや岡遊の 玉枕のうへに 玉ぞの上に
 (右の異本の「さあるさはべの」は『神樂注秘抄』(續群書類從十九上一條兼良)に見える)
 説
 おにわざをわれをしつゝガ

○論語 季氏十六(高山寺中原本八行90頁 高山寺古訓點讀資料一)

「コトハ田心忠^{アツハシ}事^{アツハシ}田心敬^{アツハシ}」(釋は敬(ナラムコト)を忠(アツハシ)へ影印本釋文)

同右 季氏 (群書類^{ルイ}治安^{ジヤン}九行57頁書陵部金澤文庫本)

「コトハ思^{アラムコト}中心^{アツハシ}事^{アツハシ}田心^{アツハシ}敬^{アツハシ}」

●佛上80、「事 木サ」、法中98、「能心 木サ」

【桐壺】(篠1736 17下、河23行204上、大成19、新釋19)

「紫」ハとのみ^サとのためしよてひきして

・他國の帝といふ也

【河】ひとの御門のためしよてひきしてやくめきなけりけり

和語長恨哥琵琶行 耳言万葉

楊貴妃^{アセテ}後玄宗位をさり給^{スル}事^{モノ}これもやや^{アベ}いやおほしもすら
 むとむけきける也

【考證】

○白氏文集 十二^ノ 長恨歌 (那波本20^{アフ}137下、大東急金澤文庫20^ノ、正宗本8行、書陵
 部本^{天正})

- 「七月七日・長生殿・夜半無人私語時。」(金)、「私語」(正宗)、「私語」(重熙)
- 同右(十二) 琵琶引(那波本)、卷末急金澤文庫本破、書院部本
「太絃タケニ」増如急雨、小絃コヨニ、如、私語、「私語」(書)
- 法下ハシマ、「私語」(私)、「私語」(私)、「私語」(私)、「私語」(私)
- 前田家本色葉字類抄(下)、「私語」(私)、「私語」(私)、「私語」(私)
- 萬葉集七1356寄木(搞本)
- 「阿峯アツカミ」峯有櫻樹サクラ將成哉等アリ人曾耳言焉アリ汝情勤アリ」
「耳言」(元曆)「アリめく。(類聚)「アリめく。(神田本)「アリめく。(西本願寺)「アリめく。
- 「アリめく」はひそひそと話す意。
- 〔桐壺〕(紫)「アリめく」、「河」(河)「アリめく」、「大成」(新釋)「アリめく」
- 「紫」あくるとしのはる坊アリめく給アリじも
・東宮立アリめく坊アリ也
- 〔河〕あくるとしのはる坊アリめく給アリじも
天孫アリめく生而明達意確如矣年十有五立爲皇太子アリ事本紀
神武天皇十二年立神渟名河耳尊爲皇太子
- 先代舊事本紀七天皇本紀上神武天皇(國史大系)、天理本(オノマト)
- 〔考證〕

「天皇生而明達意智如也 年十五立為太子」(二本とも同文)

同右 (國史大系 94。 天理本 113。 316。)

確(國)

「卅有二年春四月壬子朔甲寅立皇子神停名川耳尊為皇太子」(唐國)

日本書紀三神武天皇 (國史大系 114。 天理兼右本 14。 17。 1)

「天皇生而明達意智如也。」

「三十立為太子」(釋日本紀九禮如弘二)

私記曰。 加太父與之而生。

「四十有二年春正月壬子朔甲寅立皇子神淳名劍耳尊為皇太子」(唐國)

「河海抄」が如何なる舊事本紀を用いたか未詳。

【桐壺】(紫一ナ。 河 23. 39. 204。 大成 19。 新釋 20。)

「河」もの、少あたかだきなりとも

天物部等廿五部人同帶兵杖降供奉 旧事本紀

物部氏の遠祖天津麻呂神代に兵を取て天孫天降給し時御前乞
奉り給其子孫諸の物部を領して武勇の道を掌とし其後勇者と
は物のみと云ならはせらる」敵仇同死當

【考證】

○先代舊事本紀三天神本紀 (國史大系 59。 天理本 59。 123)

「天物部等二十五部人同帶兵杖天降供奉」(二田物部以下筑紫、肥

田物部の二十九部の家系が羅列される。

同右 (國史大系⁴²、天理本⁴²)

「副五部人為從天降供奉」物部造等祖天津麻良(中略)舌部

「副五部人為從天降供奉二田造(以下略)」

古事記中(神武天皇)(岩波文庫¹⁶)。古事記大成¹⁴、古事記傳¹¹⁶⁷、傳三吉川半七版

「故爾邇藝遠時命。宇摩志麻遜命。此者、辦部遷。穗積臣。辨臣祖也。」

・傳¹¹⁶⁷「物部遷、此にまづ母能ムネノ布又物部てふ稱の事を說て、後に此氏の事を云ふ。(中略)さて物部と云者は、一部の武士にて、其は上代に殊に熟て武事の勝れたら輩スルなりし故に、其部を殊に武士部とは名けられしより、されば母能ムネノ布と云は凡て武き人の稱物部と云は、一體の武き人の稱にて、差別あるを、萬葉集²には「物部ムネノハヤ姫アヤヒ等之タガ」(十九⁴³)の他「母能ムネノ布能ムニ平等古事ムニ」(三十⁴⁴)等枕詞として使われてゐる。宣長⁴は右の引用において省略したが冠辭考¹等にも言及し、詳細に考證している。

・僧中⁴⁴「敵(俗敵字アタカタキ)」55「敵正敵敵俗カタキアタ」、66「敵俗敵字アタ」。佛上⁹⁴「仇(カタキアタ)」。法中¹¹⁴「死心(アタ)」。

・前田本色葉字類抄(下²⁸上³)「讎(アタ)」讎同「殺(アタ)」殺同「死心(アタ)」死心同「敵(アタ)」敵同「仇(アタ)」仇同

【桐壺】(紫¹⁸下¹⁴。河²⁴下¹³。大成²⁰。新釋²¹)

〔葦〕「わさ」との御学問をほざる物にて けがなことふとのねにも雲居をひ
（こかし給）

・ 築柱附 蒼韻篇云 祖耕反俗云 形似瑟而短有十三絃 玩璫（葦） 譜云 柱

高三寸

和名古度遅

・ 横笛律書樂圖云 音敵和名 本出於羌也 漢張騫使西域首傳一曲

高三寸

横笛律書樂圖云 音敵和名 本出於羌也 漢張騫使西域首傳一曲

高三寸

和名古度遅

〔河〕 はかなきことふとのねにも雲ぬをひゝかし

・ 築柱附 蒼韻篇云 祖耕反俗云 象乃古度与古不江 本出於羌也 漢張騫使西域首傳一曲

高三寸

和名古度遅

形似瑟而短有十三絃

柱

高三寸

風俗通曰

秦

横笛律書樂圖云 音敵和名 本出羌也 漢張騫使西域首傳一曲

高三寸

和名古度遅

形似瑟而短有十三絃

柱

高三寸

風俗通曰

秦

風俗通曰 武帝時 丘仲所造 或黃帝時 倉倫造之

雲ぬをひゝかすに徹天の樂（の）心（こころ）也

〔考證〕

（大成底本）「御がくもんはさる物にて、
「とふとのねにもくもぬをひゝかし、」

（河内本）「
（河内本）」

（河内本）
（河内本）

（河内本）
（河内本）

（河内本）
（河内本）

（河内本）
（河内本）

（河内本）
（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

（河内本）

「横笛」

律書樂圖云、橫笛、音歌、和名鶯、古布江、今ノ人唐樂所用謂之橫笛也。

本出於羌也。漢張騫使西域、首傳一曲、李延年造新聲二十八

曲

(魏)

風俗通義は後漢王劭撰、聲音第六等に見える。異同あり。

「

橫笛、一部橫笛腰鼓各一則不論。唐泊是橫吹之總名也。佚書。後漢阮瑀等賦は初學記、十六等等に見えるが當該部分を佚す。

「

律書樂圖は日本國見在書目、樂家に樂圖四卷とあるものか、教訓抄八續群書類從十九輯上以降、橫笛に律音樂圖、(音は古典全集本では書とよいる)として引用されている。なお、音名は缺風俗通義の蒼韻篇、音等譜の引用³²⁴とも見られる。和名抄³²⁵を参照したものであるが、他の資料も使っており参考になる。

○ 風俗通義 聲音六笛 (藝文類聚四西笛附) 風俗通義教釋(天津人民出版)

「笛、武帝時丘仲所作也。」

○ 吕氏春秋 古樂五 (四叢抄) 藝文類聚八九叶1556)

「昔黃帝命伶倫爲律。伶倫自太夏之西、臨嶽山之陰、取竹之解谷、斷兩節間長六寸九分而吹之、爲黃鐘之宮、律之本也。」

教訓抄八橫笛

「又羌笛云、龍吟云、龍鳴云。漢武帝時、丘仲所造也。長一尺三寸、切口五分、本者穴

五也。伶倫造笛此即取解谷竹。學者鳳凰吹解谷。是羌笛北谷也。

律書樂圖云、

橫笛

與古布江、本者穴五也。新樂亂聲、音敵和名。本出於羌也。漢張騫使西域、習傳一曲。

竹ヲウチ切テ吹タル音。スコシモタカハス似タリ。始ハ穴五、エリタリキ。後セナス。此故笛龍鳴云。(以下略)

(桐壺) (紫一宮¹⁷下)。河(24¹⁸下)。大成²⁰。新釋²¹)

[索] [訓解人] 「こまう」とのない限りけるをかにかしきさう人ありけるをきこしめして
宮の内にめぐん事は宇多のみかとの御いましめあれはいみしうしのひやつ
してこのみことを鴻臚館くわんにつかはしたう

・寛平遺誠云外蕃之人必所召見者在簾中見之不可直對耳李
璵朕已失之慎之

・鴻臚館(まのよつさな)異國人來朝之時停九重之出入於此所有問答
漢書云鴻臚寺周礼大行人中大夫掌大賓之礼及大客之儀小行
人下大夫掌邦國賓客之礼藉以待四方之使者至秦曰典客漢書
百官表云典客秦官掌諸侯歸詔蠻夷秩中二千石景帝更名曰
大行李武帝改曰大鴻臚王莽改曰曲樂胡廣漢官解詔云鴻聲臚
傳也所以傳聲贊導九賓也

(河) (こまうと)

高麗人(應神) 天皇廿八年高麗王遣使朝貢 みやこのうちにもうことは
字多の御がとの御いましめあれは

寛平遺誠曰外蕃之人必可召見者(以下略之考證參照)
案之如遺誠者蕃客に直に對し給ましき由を載らるゝといへとも宮中
にめす事には不被^レ誠歟而いまの詞本文に違する歟若又此外に有^レ

別勅制款如何。情思之此文指召覽すへ故なくは輒不可。宮中三
といふ心を含。作者斟簡取意不依文歟。
こうろくわんにつかはす (一四九、五五)

職員令曰玄蕃察蕃客辭見讌饗送迎及在京夷狄監當館舍事

謂鴻臚館也

鴻臚館は玄蕃寮にあり。猶此寮頭を鴻臚卿と号す。玄は遠之蕃

はオ藩也。遠藩より來朝の客を接する所也。古來於此所勤客餞する

詩句多く漢朝鴻臚寺又以此儀也。此館延曆遷都之始東西大宮

被置之而弘仁に以東鴻臚館為東寺賜弘法大師不空三藏鴻臚卿

欲或丈大師三藏の以西鴻臚館為西寺賜修因僧都其後七条朱雀

再來ト玄蕃居有哥乎

に鴻臚館を立て置三韓館舍於其中云

漢書曰鴻臚寺周礼大行人中大夫掌大賓之礼及大客之儀小行

人下大夫掌郡國賓客之礼以措待四方之使者至秦曰典客

漢書百官表曰典客秦官掌諸侯歸誼蠻夷秋中二千石景帝更名

曰大行令武帝改曰大鴻臚王莽曰典樂胡廣漢官解譜曰鴻聲臚

傳也所以傳聲贊導九賓

[考證]

(大成底本)「こまうとのまいれる・さかに・いみしうしのひて

(河内本)「一
けろ
やつして

(二〇二)

○日本書紀十應神天皇(國史大系碑^前、天理兼右本133/360①)

一廿八年秋九月高麗王遣使朝貢因以上表。

○寛平遺讖(辭書類從二三之釋^{133/2})

「外蕃之人不可召見者在簾中一見之不可直對耳。李環朕已失之慎之。」

(鴻臚館)

○日本書紀二十三舒明天皇(國史大系碑^後、天理兼右本111/361②)「二年是歲改修理難波^大郡及二^大館^小館^也」

○令義解二職員令二(故實叢書105/2③)

「玄蕃寮頭一人掌佛寺僧尼名籍(注略)供齋^也。蕃客辭見^也。燕饗食送迎^也。謂凡諸蕃入船者始自入城終于辭別^也。其送迎者唯於京內不出^也。畿外^也。舍謂鴻臚事^也。玄蕃集云玄者遠也。蕃者藩也。一說玄者僧也。蕃客也。」

●和名抄五職官部官名寮(元和本66)

「職員令云玄蕃寮保宇之萬良比」

●「鴻臚寺」について延喜式^{四三}左右京(國史大系碑^後)、拾芥抄^{中末}宮城、諸院(故實叢書99²²)、日大内裏圖考證^{三五}鴻臚館(故實叢書26上²⁵)等に詳しい。

●渤海使との詩の贈答は元慶七年(ハミ)渤海大使裴顥と菅原道真とが唱和し詩風が白樂天に似てゐるといって稱賛された時の作「鴻臚贈答詩序」があ

る。また古今著聞集四に「渤海の人、大江朝綱が秀句に感涙を流す事」と題して「前途程遠馳思於鴻山之雲、後會期遙沾纓於鴻臚之曉」

跋(新潮古典集成)が見える。(『帝王編年紀十五 醒醐天皇延喜七年(國史太本230)』参照)

○漢書十九上百官公卿表七上(標點本中華2000年四叢七上782)

「興客、秦官、掌諸歸義蠻夷。」有水丞。景帝中六年更名大行令。武帝太初末年更名大鴻臚。應劭曰、郊廟行禮讚九。武帝太初元年更名行人。為大行令。初置別大。王莽改名大鴻臚。曰「興樂」。

○唐杜佑通典三十六職官八鴻臚卿(中華書局點本2000年)

「周官大行人掌太賓客之禮。秦官有興客、掌諸侯及歸義蠻夷。」

漢改爲鴻臚。景帝中六年改大鴻臚爲大行令。武帝太初元年更名大鴻臚。又更名其屬官行人爲太行令。秦時又有典屬國官掌蠻夷夷降者。漢因之。成帝河平元年省之。并大鴻臚。王莽改曰興樂。後漢大鴻臚卿一人。魏及晉初皆有之。自東晉至於宋齊。有事則權置兼官。舉則省。梁除大字。但曰鴻臚卿。後魏曰大鴻臚。北齊曰鴻臚寺。後周司寇有著作郎中大夫。隋文帝開皇二年廢鴻臚寺入太常。十二年復置。太唐龍朔二年改鴻臚爲同文。咸亨初復舊。光宅初改爲司賓。神龍初復舊。(下略之)(注は適宜略す)

○胡廣漢官解詁(漢王隆撰胡廣注。太平御覽卷二十三職官三二鴻臚卿2000年叢新2000年)「鴻聲也。臚傳也。所以傳聲替不道九賓。又曰。昔唐虞賓于四門。此則禮

賓之制與鴻臚之任亦同。

○續漢書(藝文類聚四九、職官五、鴻臚略)御覽三二、鴻臚卿170上

「大鴻臚卿一人中二千石。諸主不朝當郊迎。典其禮儀及郡國上計。並
屬焉。皇子拜王賛授印綬。及拜諸侯、諸侯嗣子及四方夷狄封者。鴻臚召拜。」(上計は郡國の會計報告(使)。鴻臚召拜後漢書二千五百官二編)
(2)「臺下鴻臚召拜之」とする。)

○周禮秋官司寇刑官之職。大行人。(四叢十七。注疏893中。)

「大行人掌邦國賓客之禮籍。以待四方之使者。(鄭註)禮籍名位尊卑之書。使者諸侯之臣使來者也。」(周禮(周官)の引用は通典。大唐六典等からの引用であろう。)

○同右 小行人(四叢十七。注疏893中。)

「小行人掌邦國賓客之禮籍。以待四方之使者。(鄭註)禮籍名位尊卑之書。使者諸侯之臣使來者也。」(周禮(周官)の引用は通典。大唐六典等からの引用であろう。)

●漢書百官公卿表の引用の「中二千石」は現行本不見。續漢書(後漢書)の依據した先行書の「司馬彪の撰によるものであろう。」中の語句の混入か。

〔桐壺〕(紫)170。河25。205。大成20。新釋26。

〔蓋〕御うしろみたちてつざつまつる右大裨のこのやうにおもけせてゐてたてまつたるにやう人おとろきてあまたひがたあやしくじのおや

となりて、いわうのせみさき位にのほるへきさう物し給人のそのがたにて見
れはみたれうふる事やあらんおほやけのがためとなりて天下をたすく
へきさうにてみねは又そのさうだかふ。しといふ

光孝天皇嘉祥二年渤海國入覲太使王父不矩望見天皇在諸親
王中拜起之儀謂所親曰此公子者有至貴之相其鑒天位必矣
史記曰韋丞相賢者魯人也以讀書術爲吏至大鴻臚有相工相
之當至丞相有男四人使相之至第二子其名玄成相公曰
此子貴當封侯

〔河〕右大弁

元明天皇和銅五年十一月辛巳加左右弁史生各六人通前十六
員

尚書者管轄之仁權衡之職也上象七星七年之故也漢朝尚書郎
親近之官也仍口含鷄舌香手握蘭故云握蘭之職也
みてたてまつる

將弁

さうにおとろきてあまたひかづみきあやしむ

三代實錄曰仁明天皇嘉祥二年渤海國入覲太使王父難望見光
孝天皇親王時在諸親王中拜起之儀謂所親曰此公子有至貴之相
其登天位必矣

史記曰韋相賢者魯人也以讀書術為吏至大鴻臚有相公相之當至丞相有男四人使相之至第二子其名其成相工曰此子貴當對侯又曰父相呂后曰夫人天下貴人令相兩子見孝惠曰夫人所以貴者此男相曾元亦皆貴

大鏡勘文曰古老傳云延喜御時異國相者參來天皇御于簾中聞御聲云此人為國主於多上少下之聲叶國脉云天皇恥給不出御次先坊太子保明左大臣時平右大臣菅家列座依勅令相云第一人先坊容貞過國第二人時平賢慮過國第三人菅家才能過國各不叶此國不可久歟貞信公為淺觸公卿遠離列候給相者遞申云彼候人才能心操容白叶國定久奉公歟者古事記參照後引之

案之古賢皆載此注頗有疑附註保明太子本名崇篤延喜三年誕生同四年二月十三日立太子二歲同延喜三年誕生正月廿五日遷太宰權帥給然者前坊誕生以前御遠行之列座之條以參差傳記之誤歟相者參來條者實事歟聖廟北野天滿宮道真

或記云西宮左大臣行幸供奉し給けるを伴別當麻子といふ相人みて容良人にすくい給へりいまにがるいみしき人をみすとほめ申けるかうしきをみて背に苦相ありおそらくは赴謫所給へしといひけり

高麗人の詞にも光源氏を聊々に水うめる事やあらむといへり相似たる故玄武西宮和漢蹟跡一同歟續古事記參照後引之

「考證」

〔大成底本〕……いてたてよる。……おはします人のそなたにみれは
〔河内本〕……りたるに……物し給……そのがたじてみれは
〔底〕……下する方にてみれは

(河)……(き)

○ 繢日本紀五元明天皇和銅五年(國史大系26回)

「十一月辛巳、加左右弁官史生各六人、通前十六員。」

● 和名抄五職官(元和改名抄下)

「大辨職員令云左右大辨於保止毛比」(今義解職員令二へ故實叢書63回)

● 職原抄上(職原鈔の基礎的研究76)

「弁七人左大弁二人唐名尚書相當從四位上。凡尚書者管轄之任、權衡之職也。

尤司撰其人。上象七星故也。又漢朝尚書親近之官也。仍口含鷄舌香。

古香。手握蘭故此云握蘭之職也。(私附訓鷄舌香和名抄ニ「雞舌香南

州異物志云雞舌香是草之可含香)(元和本)丁子の一種で口に含む香。親近之官天子の

拾芥抄中官位唐名部(故實叢書32回)「倒近くに仕える官故に口臭を消す必要あり」

「大辨左尚書今世號尚書」

○ 三代實錄冊五光孝天皇(國史大系27回)

「嘉祥二年渤海國入覲大使王丈^一花^二見^三天皇^四在諸親王中^五拜起之儀^上謂所親曰此父子有至貴之相其^一天位^二矣」(入覲參內して)

天子に拜謁すること。

○史記九十六表坐相列傳附（標點本²⁴）四義李^{一三六}漢書七十三章賢傳³¹⁰⁷（標點本²⁵）
 「章率相賢者魯人也。以讀書術爲吏。至太傅臚。有相工相之。當至丞相。有男四人。使相工相之。至第二子其名玄成。相工曰。此子貴。當封。^{（蒙求⁵²「章率相近」があるが、紫明抄⁵³河濱抄⁵⁴はいずれも漢書に基いていふ。）}

同右八高祖本紀（標點本²⁶）四叢⁴⁶（^④）

「老父相呂后。曰。夫人天下貴人也。令相兩子。見孝惠心。曰。夫人所以貴者乃此男也。相魯元。亦皆貴也。」（^{（魯元。孝惠の妹の魯元公主。）}）

○大鏡勘文²⁷（源中最秋鈔²⁸所引「古老傳」（阿波國文庫本《天成》²⁹）³⁰）

「延喜御時相都御人參入。天皇御于簾中聞御聲云。此人爲國王歟。多上少下之聲也。叶國³¹天皇恥給不出御次。太子保明左大臣³²三人列座。依勅令相之。」

●古事記六亭宅諸道醍醐天皇保明親王時平道眞等人相事（國史大系¹²³⁴）
 「延喜御時³³相人相者參來。天皇御于簾中。奉聞御聲云。此人爲國主歟。多上少下之聲也。叶國³⁴天皇恥給不出給云。次先坊保明左大臣時平。右大臣董家三人列座。依勅令相云。第一人先坊。容貞過國。第二時平。賢慮過國。第三董家才能過國。各不叶此國。不久繖云。爰貞信公爲淺薦公卿。遙難列候給。相者遮申云。彼

候人、才能心操形容、號叶國。定久奉公熙。寛平法皇聞食此更被
仰云、三人更不見及、於貞信公向後為可善之由所見也云々。因之
以第一女王、於朱雀院西對、有嫁娶之儀。于貞信公大弟參議
方。法皇同御于東對。又貞信公云。吾賢慮之條雖免不可方申
左大臣。於他更不可。今相者所見尤所為耻也云々。(古事記
談)源顯兼編。建暦三年(一一三一)建保三年(一一五五)の間の成立。河海抄、貞治二年(一一六三)
前後の成立。河海抄は十二月の殘った日が本來の意であるが、末席の意か。)

●日本紀略 後篇一醍醐天皇(國史大系8、9、20、25)

〔延喜三年十一月〕廿日丙辰、女御藤原穗子產生第二皇子。名曰崇象。(後改保明。)(延
喜四年二月)十日乙亥、今上第二子崇象親王為皇太子。於紫宸殿宣制。
太子年二。(延喜十六年十月)廿二日甲辰、天皇御南殿、皇太子保明親王加
元服。年十四。(延長元年三月)廿一日乙未、依皇太子臥病、大赦天下。子刻、
皇太子保明親王薨。年廿一。

● 菅原道眞は昌泰二年に右大臣となる。昌泰二年正月廿日癸卯延喜元年大宰權帥に賤せられてい
るので保明太子は生れていなし。古事記談や河海抄(矛盾)に疑問を呈して
いる)の相人の記事は當らぬ。

● 繢古事記二臣節(群書類從二十七編44)

「西宮左大臣コノオトド行幸ニツカマツラレタリケルヲ、伴別當廉平ト云相人
見テ、イマダカル人ミズトホメケルガ、スギ給テ後ウシロヲミミテ、背ニ吉相ナ

カリケリ。オソラクハ遷謫ノ事アラムト云ケル。ハタシテ其詞ノ如シ。」「續古事
談」此卷は承久元年(ニニ九)に成立。河内源氏の撰者は『古事記』とともに参照すること
はでさうであろうが、紫式部時代(源氏物語)を寛弘(1004-1021)時代として』にこれら
の説話をどのように行われていたか調査の必要あり。)

【桐壺】(紫一ノノ15年。河一26年。大成。新釋21)

〔紫〕 オ・伎

〔河〕 うえかし・こぎ(博士)
於 伎同上藝事之 非本才云。

案之和語強不然只才学の事之 内教のさえともあり

博士 天平二年始並文章博士

漢書曰明於古今溫故知新謂之博士

聖德太子習内教於高麗僧惠慈 学外典於博士(覺覓等並旧事本紀系傳矣)

職員令曰博士一人掌教授經業課試学生
神龜五年七月廿一日勅置律學博士二人

大同三年二月四日 格置紀傳博士

承和元年三月八日 格停紀傳博士 加文章博士一員

〔秀證〕

莊子 雜篇 寓言 卷七 (四叢九後)。高山寺本甲卷二七四行
「孔子云夫受才乎大木復靈以生」(郭象註)若復其才知而復其本
靈則生矣」(影印本では「コト點ずはつきり讀みとれないので、釋文があるのを参照され
た」。オとなつていればザイまたはザエと訓よせられてあらうが。莊子には「オ」の
用例は多い。「孔子の云く、夫れオを大木に受けて靈に復して以て生す(註)若
し其の才知を役して其の本靈に復せざるときには、則ち生せず。」

同右 内篇 逍遙遊 (四叢九後)

今「朝」^モ「朝」^モ枝百金 (陸德明音義) 枝本或作枝 端彼反

「ザエ」は「サイ」の古形とされる。辭書には『宇津保物語』後蔭や『大唐西域記』
長寛點(新潮國語等)が引かれ。

佛上話「才 音財 カ、用、伎藝

佛上話「伎 伎 藝、女樂 作伎 通」

類聚三代格四加減諸司官員并廢置事 (國史大系)

勅 大學寮 律學博士二人 直講三人。文章學士一人 生廿人。以前、一
事已上同助博士。神龜立年七月廿一日。太政官符 紀傳博士一員。
右右大臣宣、奉勅、割直講員置件博士。其官位同直講。太政官
符 應加置文章博士一員事。右從二位行太納言兼皇太子傳藤
原朝臣三守宣。奉勅、宜停紀傳博士一員。其紀傳得業及生亦從
停止。承和元年三月八日」

同右五太政官符

「定文章博士官位事」右依去天平二年三月廿七日格。置件官員定正七位下官。今被右大臣宣傳、奉勅、案唐令、國子博士正五品上官、其文章博士宜改易前格定從五位下官。」

應劭漢官儀（藝文類聚卷六博士品）

「博士，秦官掌通古今。秩比六百石。員多至數十人。武帝建元五年初置，立經博士。官至帝黃龍元年，稍增員十二人。」（同文は漢書卷一百官公卿表七上第23標點本）

○漢書十三成帝紀（標點本四叢叢考）

「儒林之官，四海淵原。宜皆明於古今，溫故知新，通達國體，故謂之博士。」

○先代舊事本紀 帝皇本紀 推古天皇（國史卷九第4。天理本九215-256-264）

「元年夏四月庚午朔己卯。立廄戶豐脰耳皇子為皇太子。及壯一聞十人訴以勿失。能辨兼知未然且習內教於高麗僧慧慈學外典於博士覺智並悉達矣。」

○令義解二職員令二大學寮（故實叢書96）

「博士一人。掌教授經業，課試學生。」

〔桐壺〕（紫1981876。河265267。大成21。新釋22。）

[紫] むほんの親王のけさくのよせなきにてはた、よけやし
・無品・外戚・無縁ヨセナキ

[河] むほんの親王のけさくのよせなきにてはた、よけやし
漂日本紀 洋く文選 漂海濱同

[考證]

(大成底本) 無品 親王の外戚のよせなきにてはた、よけやし

(河内本) 尾むほんの親王のけさくの

・外戚 傳明融本(青表紙系)では「外戚」とする。また「無品 親王」は「無品の親王」とする。「外戚」は吳音では「グレヤク」、漢音では「グワイセキ」(いすれも和音)と讀んだけずである。明融本の「グワイセキ」は「湖月抄」あたりから出たものではなかろうが。どこまで遡上できるか未調査。

○ 日本書紀一(神代七代)(國史大系14。天理乾元本6。校本17の)

「洲廉^{シマヨシ}ノ^ノ碑言^{ハシガタ}之^ミ漂^{ハシガタ}也^ニ」^{ハシガタ}漂^{ハシガタ}(天理乾元本)、「浮漂^{ハシガタ}」(丹鶴叢書)

○ 譯日本紀十六 稔訓一(神代上)(國史大系22。前田家本12)

「公望私記案此文浮漂宜用古事記クラケナ仇タ、ユフ之訓。彼符合也。又問、浮漂之義、依古事記可讀「クラケナ仇タ、ヨヘル事」。而如字被讀如何。答、師說、如古事記可讀然也。又假名日本紀、大倭本紀、上宮記等意亦同。今案、此浮漂二字於クラケナ仇タユタヒテ止可讀。

或書、問、此浮漂二字。先師皆ウカヒタ、ヨヘル止被讀。而今古事記假名日本紀等、皆渾津之處、ルクラケナルタ、ヨヒテ止注之。答、師說。今考古事記、開闢之後、ニクラケナルタ、ヨヘリ止注之。私案、此浮漂二字、宜用古事記クラケナルタ、ユフ之訓云々。然者猶如舊說ウカヒタ、ユフ止可讀歟。(校本引諸訓にも「ウカヒタ、ヨフ」はなく、底本の旁訓に存するのみである。「レ」と「ビ」は混同しやすく、「ウカヒタ、ヨフ」ではすかつたゞとも考えられる。釋日本紀の本文節引があるので全文の参照を乞う。)

● 古事記上(別天神立柱)(岩波大系50。大成51)

「久羅_{アラ}下那洲_{ナシマス}多陀_{タダ}用幣_{ヒメ}流_フ之時_{ミタキ}疏字_{スヌニ}以上十字_{トモ音}」(釋日本紀の「タ、エフ」は「用幣」をユヘレユフ(終止形)としたものであろう。乞教示。)

● 法上_ハ、「漂音飄_{タバコフ}」。法上_ハ、「洋_{ヨハシ}」やうくトタ_{タタコフ}」

○ 文選一班固 西都賦(胡刻李善注14.29。和刻本_{14.29}。九條家本古訓集26.1)

「排_{ハシ}飛闖_{ヒツク}而上_{アガム}、出_{ハシム}若_{タチ}遊_フ日_ヒ於_{アリ}天_{スカイ}表_{ヒタチ}。似_{シテ}無_シ依_リ而_{ハシム}洋_{ヨハシ}洋_{ヨハシ}。(善)王逸_{シヤウイ}楚辭_{チズ}注_フ日_ヒ洋洋_{ヨハシヨハシ}无所歸貌_{シテシテ}。(一中_{イチノウ}の旁訓は和刻本、以下_{シテ}の訓九條家本。唐本胡刻本。張衡_{チヤウ}西京賦_{セイキョウブ}に「清淵_{キヤン}激游_{カキヨウ}」(古訓集60.70))

同右_{ミツ}郭璞_{コツ}江賦(胡刻本13.50。和刻本26.21。古訓集35.9.)

「蓀實_{タチ}時_ハ出_{ハシム}而_{ハシム}漂_{ハシム}詠_{ハシム}。(善)漂浮也。爾雅曰。泳_{ヨハシ}游_フ也。」(「漂_{ハシム}詠_{ハシム}」(楊雄長楊賦39.5)、
「漂_{ハシム}飛雲_{ハシム}」(郭璞江賦36.5)、「流血漂_{ハシム}檻_{ハシム}」(陳孔璋檄吳將校曲文44.5)以上古訓集)

同右一班固 東都賦 (胡刻本 25 反 和刻本 43 反 50 下。古訓集 41)

「西邊河源東濟海滄」へ上野本タヨハス。「綠水滄滄」張衡 東京賦 22 上。「水滄滄
而盤渦兮」以上古訓。「タ、ヨフ」という訓を有する漢字は大選では「漾」「泱泱」「擴落」
「湯湯」、「瀉灑」等がある。なお「河海抄」滄を演とするが、「滄」は李善「滄、崖也。」
呂尚「渤海滄海畔也」と注する。抄の見た本末を演としたものが、意の通用さら誤って
用いたのはさうしない。崖は水邊をいう。「ガケ」ではない。)

〔桐壺〕(紫 19 39 18 78。河 26 32 206 710。大成 21。新釋 22。)

〔紫〕たゞひとじて

・凡俗

〔河〕たゞ人にて

凡俗 日本書紀 直仁伊勢物語真名本

〔考證〕

○日本書紀廿二推古天皇(十七條憲法十)國史大系 144 7 後。天理兼右本 10 7 43 ③。集解 12 3 1280 ④

「我必非聖。彼必非愚。共是凡夫耳。」
(集解)「凡夫耳」(法釋氏要覽舉趣曰)凡夫大威德陀羅尼經曰於生死迷流轉住不正道故名凡夫又有二種一、嬰兒凡夫謂無智愚心故二、愚暗凡夫

頑頗不可教放

同右 廿二 推古天皇(國史大系 144 7 後。天理兼右本 10 7 43 ③。集解 12 3 1280 ④)

「先日卧于道創者・其非凡人必真人也。遺後令視。」(ヒヨリ)に對するタダヒト。凡俗の例未詳。釋日本紀十九編訓四「蕃俗」(タヌミ)のより「俗」と訓ませて例あり。「俗人」(シモヒト)の訓もある。

● 佛上引「凡俗タヒト」

○ 伊勢物語真名本三段(伊勢物語に就きての研究、校本篇92)

「直人爾而御坐計留時事興社」

同右 十段(362)

「爺者直人爾而母何藤原成計流」(塗籠系三本は「たゞひと」とする)

【桐壺】(紫一19310下。河一263526下。大成211。新釋223)

【河】みちくのやれ

礼記曰報伎以事上者祝史射御醫丁反百工注曰言伎謂此七之

〔考證〕

禮記 四王制五鄭氏註(四叢176③。正義十三編《防制三冊本》)

「凡執技以事上者、祝史、射御醫丁及百工」(鄭註)言「技」謂此七者

● 「さえがしへき」はガセにて。(紫一193415下。河一263526初)參照。「伎」と「技」は通用字。

【桐壺】(紫一1931018710。河一263526下。大成211。新釋223)

〔紫〕みことなり給なは世のうだがひ給始へく物し給へはすくえうかしこき

みちの人にがうガヘタセ給にもた、おさしきまにせん申したりけれは源氏に
さしてまつるへくおほしをもてたり

・貞觀七年授蜀王恪齊州都督太宗謂侍臣曰父母之情豈不欲常
相見邪但家園事殊須出作藩屏且令其早有定分絕覬覦之心覬
覦者希望せ

〔河〕のすくえうわがしころみちの人はガうガヘタセ給にも

宿曜 サハ宿 九曜の行度をもちて人の運命を勘する故

○源氏になしてまつるへくおほしをもてたり

弘仁五年遂不明 詔男女都屬升人初賜源朝臣姓其名男皆用一

字其爵女同叙從四位

弘仁源日本系序 源頃作

信母慶井大臣

弘母上毛野氏

常母飯高氏

寬母安陪氏

明母同常大臣

貞姬母布施氏

潔母當麻氏

金姬尚待

善姬母百濟氏

弘仁五年五月八日賜源氏姓是源氏始也

源氏本系上云嵯峨御後弘仁

寛平元年十二月廿三月初定七代源氏年爵次第

元慶仁承和天安貞觀
仁和實平是之

弘仁源氏隔二年預爵權大納言兼行右近衛大將民部卿中宮大

夫管原朝臣々々宣奉勅天曆六年正月初加延喜御後
代、源氏大臣外除之

左大臣信 左大臣常 左大臣融 己上弘仁 右大臣多 右大臣光以
上承和 右大臣能有 天安 左大臣高明 左大臣兼明延喜 此外
貞觀 元慶 仁和 寛平 源氏無大臣仍不入之

日本後記曰弘仁五年五月甲寅詔曰朕當攝讓纂政天位德魄聰
邇化謝章遠徒歲序屢換男女稱衆未識子道還為人父辱累封邑
空費府庫朕傷于懷田除親王之号賜朝臣之姓編為同籍從事於
公出身之初叙六位唯前号親王不可更改同母後產猶復一例
其餘如可開者朕殊裁下夫賢愚異智願育同恩朕非忍絕廢體餘
分拆枝葉固以天地惟長皇王遞興豈競康樂於一朝忘彰弊於萬
代普告內外令知此意(返點旁訓を私に施す類聚三代格子の國史大系と同文)
乙卯云是日公卿奏狀奏今月八日詔書稱歲序屢換男女稱衆未
識子道還為同籍從事於公出身之初六位者陛下則誓承基
窮神間化然猶率顧形弊降除玉号抑固有長久斯誓計天下未有
臣等見之矣唯我國家鑒繙一統初無五運君臣之位自然各定若
(陰親王之号)銳庶人位託封邑之費剝枝葉之曹恐後世之有識謂前
時之不穩狂言聖擇不敢不奏謹以申聞不詳之

[考證]

(太成底本)「サレタキ、みちの人じさんかへさせ給にも、同じさまに申せ……ば
(河内本)「さん申しだくれば」

真觀政要 四論太子諸王定分九一(原田種成定本真觀政要%)

「真觀七年、授蜀王、齊州都督。太宗謂侍臣曰、太子之情、豈不常相見耶。但家國事殊。須出作藩屏。且令其早有定分、絕觀觀之心。我百年後、使其事兄無危亡之慮也。」(藩屏、國家の守りなる諸侯。「觀觀」下の者が上の地位を望み願うこと)

第廿五文殊曜宿經(續群書類從三手轉上404下)

「夫以曜者過去七佛全體也。故所謂七曜者、不欲上界樂、不染下界苦。不垢不淨而天眞獨朗之相也。不掛生死、不住涅槃。色心已究竟、歟相更周滅。周遍法界三世明了。答曰、以法華成出世本懷也。故二十八宿、法華二十八品也。問曰、七曜已行度二十八宿、何謂乎。答曰、過去七佛法華二十八品、開趣番輪修行道理也。爰知一切衆生咸是過去七佛所成也。然二十八宿配當、一年三百六十日、以生日宿可顯一期吉凶者也。」

同右五ニ七曜姓之事(40上)四二十八宿姓之事(40下)參照

「日月火水木金土(日火月水餘各順名)說曜宿經」

七曜二十八宿を組み合せて、人の誕生日に基き生涯の運勢を占い、日日の吉凶を占う。河海の九曜は七曜の星に羅睺星と計都星を加えたもの。吉凶を占う。

宿曜經(未詳)

○弘仁源氏本系序 源順作 未詳。

三代實錄七 清和天皇 貞觀五年正月三日丙寅。（國史大系 101、則一）

「弘仁五年、特蒙明詔、諸皇子未爲親王者。皆賜姓源朝臣。定是源氏之第六郎也。其源之命氏始於此矣。太上天皇以定奉淳和天皇爲子。淳和天皇奉書於嵯峨天皇。請以定爲親王曰。謹檢弘仁五年正月八日詔旨除親王之号。賜朝臣之姓。如可聽者朕殊戴下特蒙齒列親王。榮耀貽孫方寸之用心。伏聽天裁。」

嵯峨太上天皇遂不聽焉。

同右十五 清和天皇貞觀十年閏十二月廿八日丁巳 尊卑分脈源氏弘仁嵯峨（1）「左大臣正三位源信 九子閏二月廿八日丁巳 尊卑分脈源氏弘仁嵯峨（2）信朝臣者。嵯峨太上天皇之子。源氏第一郎也。母廣井宿祢氏。

公卿補任 清和天皇 貞觀十年（國史大系 101、則一）

「左大臣正三位源信 九子閏二月廿八日丁巳 號北邊大臣。」

三代實錄七 清和天皇 貞觀五年正月廿五日戊子（國史大系 101、分脈名）

「太納言正三位源朝臣弘夢死名者。嵯峨太上天皇之子也。母上毛野朝臣氏。弘仁五年賜姓源朝臣。弘是源氏之第二郎也。」

貞觀元年拜大納言。

公卿補任 清和天皇 貞觀五年（國史大系 101、則一）

「大納言正三位源定 九子正月三日薨。嵯峨第六源氏。淳和八郎。仍世號六八郎。後號西條大納言。號陽院大納言。又賀陽院一一。同弘仁正月廿五日薨。號廣幡大納言。」

文德實錄六 文德天皇齊衡元年六月丙寅 (國史大系63 分册5(3))

「左大臣正三位源朝臣常薨。大臣是嵯峨太上天皇子。源氏第三郎。母飯高氏。承和七年八月爲右大臣。兼爲皇太子傅。」

公卿補任文德天皇仁壽四年七月廿九日改爲齊衡元年 (119上)

「左大臣正三位源常三十六十 六月十三日薨。十四日贈正一位。號東三條左大臣。」

三代實錄 廿八 清和天皇貞觀十八年五月廿七日癸卯 (375後)

「散位正四位下源朝臣寬卒。寬者嵯峨太上天皇之子也。」

尊卑分脈 (93)

「源寬 母阿陪氏 号四条大納言」

新撰姓氏錄 (群書類從 二五輯 155)

「源朝臣。源朝臣信。年六 腹廣井氏。弟源朝臣弘。年四 腹上毛野氏。」

弟源朝臣常。年四。弟源朝臣明。年二。已上二人腹飯高氏。妹源朝臣真姬。年六。妹源朝臣潔姬。年六。妹源朝臣金姬。年四。已上二人腹當麻氏。妹源朝臣善姬。年二。腹百濟氏。信等八人。是今上親王也。而依弘仁五年五月八日勅賜姓。賛於在京一條一坊。即以信爲戶主。

帝玉編年記十三 嵯峨天皇(國史大系10)。以下七代源氏を抽出へ弘仁

「源朝臣信 母廣井氏 左大臣 正三位号北邊大臣 弘母上毛野氏 常母飯高氏 左大臣」

寛母安倍氏
寛室內卿正四位下
禪師
融母大原全子、左大臣
從一位、号「川原左大臣」
全母同源氏
尚侍正三位

同右十三仁明天皇（186）（承和）

〔源朝臣多右大臣左大將、正三位、延喜二年三月
号「箕田源次、尊子綱」
斬鬼手者也。〕

同右十三文德天皇（201）（天安）

〔源朝臣能有母伴氏、右大臣左大將、正三位、延喜二年三月
號「太子傳、近院大臣」〕

同右十四清和天皇（211）（元慶）

〔源朝臣長猷母賀茂氏、峯雄女、女源朝臣戴子母同
從三位刑部卿〕

同右十四陽成天皇（211）（元慶）

〔源朝臣清蔭母紀氏、大納言正三位
從三位刑部卿〕

同右十四光孝天皇（211）（仁和）

〔源朝臣元長未即帝位前卒、貞恒大納言正三位
民部卿、延喜八年八月薨、享年五十三
十二年二月皆賜源氏爲諸臣。〕

同右十五醍醐天皇（215）（延喜）

「兼明」(親王)母唱女、初源氏、至左大臣号御子左大臣、源朝臣高明左大臣、左大將、母右大臣源唱女、西宮(ここでは兼明は親王として扱われている)大臣」

○源氏年爵次第未詳。右に引いた編年記はこれに依つたものかも知れない。

寛平(宇多)は左大臣雅信、同重信等は二世源氏である。公卿補佐、

『尊卑分脈』に記事が見える。

○日本後紀 現行の國史大系本等にはこの部分佚す。『類聚三代格』と『七國譜追号并改姓名事外』に弘仁五年五月八日の詔としてほぼそのまま記されている。改めて引用しないが語釋を加えておく。・「揖讓」平和に天子の位を譲ること。・「睦邇」まことのことば。・「尊遠」天子の教化が遠くにゆきあうこと。・「歲序屢換」年月が移りかわること。・「遞興」かわるがわるおこる。・「聯弊」いたみやぶれる。・「承基」基業を受ける。・「聖緒」天子の御事業。・「五運」天子は五行の運行によりその位を得る。・「聖擇」天子の選擇。

あとがき

山田俊雄先生の御退休を記念しての論文を書くことになつたが、本来ならば気分を新たにして稿を起すべきであろう。しかし、紫明河海抄の考證を始めたばかりの今これを継続するのも無駄ではなかろう。ただ残念なことは桐壺巻を完成すべきであったのに十月二日より病院に入院してしまい、草稿はできているものの最後まで清算することができず途中で終つてしまつたことである。それでも自己弁護のそしりはまぬがれぬが、この考證は山田先生の御研究の柱である国語史の中でも漢語史との関りを持つてゐるからである。その学恩ははかり知れないものがある。紫明・河海抄は源語中の和語に漢語を宛ててそのままのものがあるが、考證を加えているものも多い。これ必ずしも言われるようなペダンティシズムとも言えない。奈良、平安以来、漢語から和語を生み出し語彙を豊かにしていたと考えられる。

さて因縁話のようになるが、山田先生とは大学院生のころ、当時圈外文学会という研究会が開かれていて、伊藤博之氏にさそわれて加えていただいた。亀井孝氏や大島建彦氏小山弘志氏等がおられ、私が最年少であった。そこでは日頃あまり読まれない『玉造小町子壯衰書』その他を輪読していた。内容のみならず言葉の解釈を教えられ、その深遠なる世界にひたれることができた。後にその御縁か、桜美林大学に居た私に声をかけていただいたのだと思う。私は山田先生の成城ならと喜んでそのふところに飛びこんだ次第である。それまであれこれと研究に迷いを持っていたがやっと腰を落着け研究できるようになり今に至つてゐる。

さて、この度の稿において前稿とは基本的には違わぬが、吉澤義則博士の『對校源氏物語新釋』の頁（新釋と略す）を記入した。この本は私が大学に入学した時、神戸大学の楠道隆先生の薦めで始めて通読した思い出の書である。底本には青表紙本系の俗流の『湖月抄』を用い、尾張徳川家蔵の河内本と対校したものである。岩波古典大系本、日本古典全集本、新潮古典集成本のような善本ではないが捨て難く便利な本である。私達の世代の者は必ず目を通した本である。またこの考證には「稿」の語を付しているのはやや表記等にゆれがあるからで未定稿であることによる。稿の字が取れる頃には決定稿ができると思う。

考證上気づいた事も多くあるが、今身の不自由なため思うにまかせず残念に思う。良い機会に補いたい。